資料１

公共サービス改革基本方針（案）

平成２４年７月
閣　議　決　定

目　次

第１章　はじめに …… 1

第２章　これまでの取組 …… 2

第１節　実績 …… 2
１．情報公表の要請受付と意見募集 …… 2
２．法令の特例（特定公共サービス）の導入 …… 2
３．対象公共サービスの選定 …… 3
４．対象公共サービスの実施状況 …… 3
５．対象公共サービスの評価の状況 …… 4

第２節　評価 …… 4
１．質とコスト …… 4
２．課題 …… 5

第３章　今後の取組方針 …… 8

第１節　今後の方向性 …… 8
１．公共サービスの在り方 …… 8
２．改革の視点 …… 9
３．平成 24 年度の事業選定の方針 …… 11
第２節　関係組織の責務と連携 …… 12
１．国の行政機関等 …… 12
２．公共サービス改革推進室 …… 13
３．官民競争入札等監理委員会 …… 14
４．その他の関係組織 …… 14

第４章　政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等 …… 16

第１節　基本的な考え方 …… 16
１．公共サービスに関する不断の見直しの進め方 …… 16
２．公共サービスの質の維持向上及び経費の削減 …… 16
３．公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置 …… 17
４．地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割 …… 17

第２節　国の行政機関等が実施する法に基づく入札及び事業の廃止等 18
１．対象公共サービスの選定 18
２．法に基づく入札の実施等 19
３．対象公共サービスの実施等 21
第３節　地方公共団体が実施する法に基づく入札 23
第４節　対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価 23
１．評価の位置付け 23
２．評価の手続 24
３．評価の観点 25
第５節　公務員の処遇 26

第５章　法第７条第２項第３号から第８号までに掲げる事項 27

第１章　はじめに

公共サービス改革は、立法府にとって重要な政策課題であるとともに、行政府自らも常に取り組まなくてはならない課題である。公共サービスに対するニーズは時代とともに変化することから、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）の趣旨も踏まえつつ、その内容と提供方法等については不断の見直しが求められる。

特定の公共サービスの要不要は、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から適切に判断されなければならない。その上で、競争の導入等により、公共サービスの実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促し、常に質の向上とコスト削減を追求することが期待される。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づいて、政府は、約６年間にわたり公共サービス改革を進めてきた。

その結果、コスト削減等の面で一定の成果を上げた一方、行政府自らが公共サービス改革に取り組む姿勢等の面で様々な問題や課題も明らかとなってきている。

法に基づく公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）は、平成18年９月５日に策定されて以来、これまでに７回の改定が行われてきたが、今次改定に当たっては、法第２条に規定する国の行政機関等（以下「国の行政機関等」という。）及び地方公共団体が行う官民競争入札又は民間競争入札[1]（以下「法に基づく入札」という。）による公共サービス改革の運用状況を踏まえ、政府における課題と今後の取組方針を明確にするために、その内容を見直している。

また、平成 23 年４月には、行政刷新会議公共サービス改革分科会が、法に基づく入札による公共サービス改革のみならず、幅広い民間活力の活用、調達及び関連諸制度の改革等を含めたより広義の公共サービス改革の推進に向けた具体的方策として、「公共サービス改革プログラム」を取りまとめたところであり、政府はプログラムの具体化、実現に向けた一体的な取組を進めている。

なお、公共サービス改革を推進するに当たっては、「新しい公共」の取組に沿って実施主体の在り方について時代に即した検討、見直しが必要である。

今次改定を踏まえ、公共サービス改革を推進し、より効果的な予算執行の実現を目指すことが重要である。

[1] 官民競争入札は、従来自ら事業を実施していた国の行政機関等と民間事業者が参加した入札において、民間競争入札は、民間事業者のみが参加した入札において、公共サービスの実施者を決定するための手続である。

第２章　これまでの取組

第１節　実績

政府は公共サービス改革のため、過去８回の基本方針の定めるところにより、様々な取組を行ってきた。

特に、平成 22 年 7 月の基本方針においては、広義の公共サービス改革についても位置づけた。これを踏まえ、法に基づく入札による公共サービス改革のみならず、幅広い民間活力、調達及び関連諸制度の改革等を含めたより広義の公共サービス改革を進めるため、平成 22 年 9 月に行政刷新会議の下に「公共サービス改革分科会」が設置された。同分科会は、調達改革の推進、公共サービス改革推進のための基盤整備、地域の公共サービス改革推進に向けた具体的方策として、平成 23 年 4 月に「公共サービス改革プログラム」を取りまとめた。

政府は同プログラムに沿って、調達改革を中心とする公共サービス改革の実現に取り組んでおり、各府省は、競り下げの試行や共同調達の拡大などの取組を進めているほか、本年度からは、調達に関する目標設定や結果の検証・評価を実施するため、「調達改善計画」を策定し、自律的な調達改善に取り組んでいるところである。同プログラムに規定されているとおり、平成 23 年度における公共サービス改革の推進状況を検証し、更なる改革の在り方を検討する。そして、検証及び検討の結果を速やかに公表し、同プログラムに規定されている取組や課題の実現に向けて、公共サービス改革の一層の推進を図る。

また、法律の規定に基づく公共サービス改革の推進については、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の関与の下、以下の対応を行ってきた。

１．情報公表の要請受付と意見募集

公共サービス改革の推進に向けて、広く国民より意見を募集してきた。募集に際しては、国民からの要請に応じて国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報を公表し、募集に応じて意見を提出する者の参考となるよう努めてきた。

平成 18 年７月の法施行以来、過去８回にわたり期間を定めて意見募集を行った結果、国の行政機関等に関する意見が 262 件、地方公共団体の取組を可能とする環境整備のために講ずべき措置に関する意見が 137 件、合計 399 件の意見が寄せられた。

このうち、法の対象外及び現在検討中の 96 件を除く 303 件については、これまでに各意見への対応（回答、所要の措置等）を終えている。

また、303 件のうち 111 件については、法に基づく入札の対象とする公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）を選定する際の留意点等として、過去の基本方針の策定・改定に反映されている。

２．法令の特例（特定公共サービス）の導入

法では、従来は公務員でなければ実施できないとされていた国の行政機関等及び地方公

共団体の実施する公共サービスについて、法に基づく入札を実施することにより民間委託を可能とするための特例規定を設けている。

法施行時に、①ハローワークの人材銀行等業務のための職業安定法の特例、及び②国民年金保険料収納事業のための国民年金法等に関する特例が設けられた。

その後、平成 19 年７月に、③登記事項証明書等の交付等のための不動産登記法等の特例、平成21年５月に、④刑事施設の運営業務のための刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例が設けられてきたところである。

一方、地方公共団体の行う業務については、法施行時に設けられた戸籍謄本等の交付の請求の受付等６業務[2]のための戸籍法等の特例のみとなっている。

３．対象公共サービスの選定

昨年までの対象公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）については、官民競争入札の対象として、施設管理分野における４事業を選定し、民間競争入札の対象として、施設管理、研修、公物管理、徴収、試験、統計調査、登記、刑事施設、行政情報ネットワーク関連業務等の分野において、合計 160 事業を選定した。このほか、簡易版民間競争入札[3]の対象として６事業を選定した。

今次の事業選定については、①「政府系公益法人の見直し」（平成 23 年 7 月 12 日内閣府公表）に係る取組と連携して、政府系公益法人が継続受注している事業について、契約の透明性、公正性及び競争性を高めるため、法に基づく入札の導入を求めたこと、②内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会）の範囲拡大として、行政情報ネットワークシステム関連業務について、昨年度事業選定された国の同関連業務に引き続き、独立行政法人に対し法に基づく入札の一斉導入を求めたこと、③国の行政機関等に対し事業選定プロセスを明確化し、政務出席の公開ヒアリングや監理委員会による勧告等を選定方針やスケジュールに明示したことなどにより、過去最多となる合計 93 事業（合計 320 億円）を新たに選定するものである。

４．対象公共サービスの実施状況

昨年までに選定された官民競争入札４事業、民間競争入札 160 事業のうち、138 事業に対して法第９条の規定に基づく官民競争入札実施要項及び法第 14 条の規定に基づく民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を 250 件策定した。

実施要項には、事業の特性に応じて、公共サービスの質の達成目標、入札参加資格、落札者を決定するための評価基準、提供される公共サービスの質に連動した民間事業者に対する委託費支払の増減措置、モニタリング方法、改善に向けた措置等が盛り込まれてきた。

[2]出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）附則第 58 条の規定により、法第 34 条が改正され平成 24 年 7 月 9 日に施行されることに伴い、「５業務」となる。
[3] 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札。監理委員会による関与は省略される。

250 件の実施要項の対象事業のうち、１件については事業廃止に伴って入札も中止された。それらを除く 249 件の実施要項の対象事業に関して 2,129 件の入札が行われた結果、総計 6,645 者、１入札当たり平均 3.1 者の入札参加があった。

なお、平成 23 年 6 月までに法に基づく入札を実施した対象事業のうち、実施前に国の行政機関等の職員が当該事業に携わっていた 38 事業 7,323 人(非常勤職員を含む)を対象に、実施後の職員の異動状況を調査したところ、定員削減が 7,114 人(97.1%)、配置転換が 92 人(1.3%)、実施後も引き続き当該事業に従事している人員等が 117 人(1.6%)であった。

５．対象公共サービスの評価の状況

対象公共サービスの実施状況（目的達成の程度、対象公共サービスの質、経費に係る状況等。以下同じ。）を踏まえ、法の規定に基づいて、対象公共サービスを継続させる必要性や業務全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を、法施行以来、137 事業（上述 138 事業から廃止となった１事業を除くベース）に対して、これまでに 79 件行ってきた。

事業の評価の結果として得られた改善すべき点等の内容は、その後の対象公共サービスの実施要項等の策定、入札及び事業実施等のプロセスで活用されている。

第２節　評価

１．質とコスト

対象公共サービスの改革の進捗度合いや成果については、質とコストの両面から評価されなければならない。

質の達成目標については、ほとんどの事業において、対象公共サービスの従来（法に基づく入札以前）の質と同水準、同程度のものを設定しているが、これまでのところ民間事業者は概ね当該目標を達成している。

コストについては、競争の導入や民間事業者の創意工夫を促すような実施要項の内容としていること等の結果、国民年金保険料の収納事業(1 年あたりのコスト削減額 126 億円、削減率▲70%)、登記簿等の公開に関する事務（1 年あたりのコスト削減額 48 億円、削減率▲44%）等をはじめとして、法に基づく入札を実施した事業では実施前と実施後において１年当たり総額約 204 億円、率にして▲36%の削減効果を上げている。

＜対象公共サービスに係る削減効果（１年当たり）＞

従来の実施に要した経費[4]	落札額[4]	削減額[4]
約568億円	約364億円	約204億円

大多数の対象公共サービスの削減効果が▲30％未満となっている一方、比較的規模の大きな対象公共サービスでは削減率が高いものがみられる。

なお、削減率がマイナスとなった（コストが増嵩した）ものもみられるが、その要因としては、入札時の競争環境の変化による落札率の上昇等が挙げられる。

＜削減率に対する削減額及び事業件数の分布＞

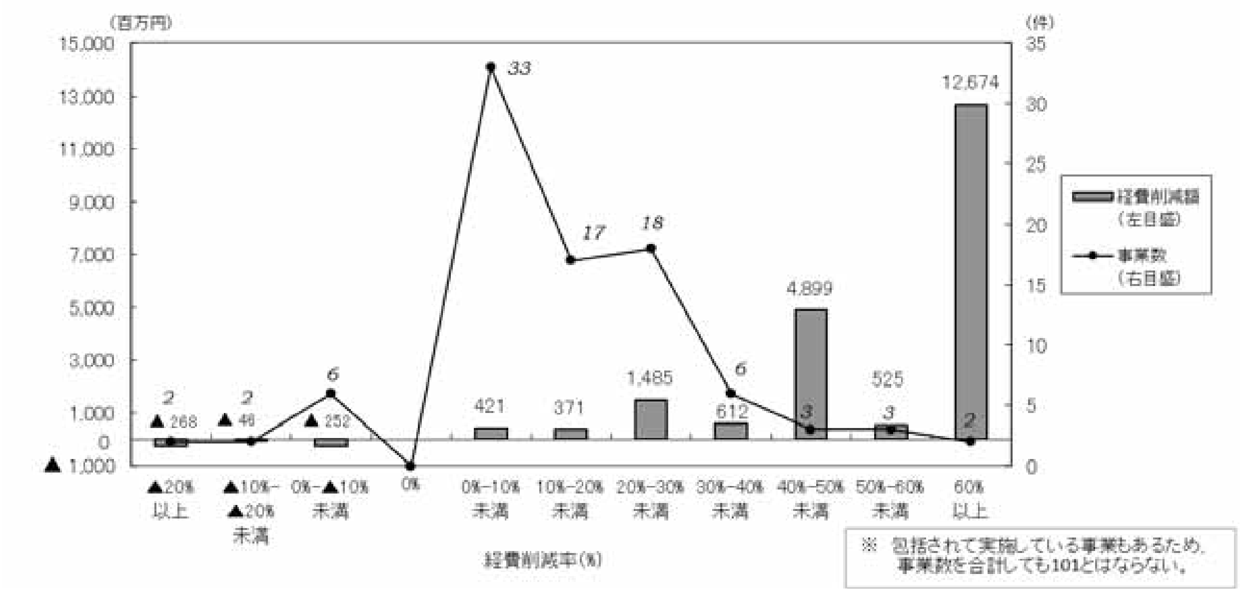

２．課題

これまでの実施状況に鑑み、公共サービス改革をさらに進展させる上で、以下のような留意点や問題点がある。

① 平成 23 年度の事業選定は、選定プロセスを明確化したことなどにより、過去最多となる事業数が選定された。しかし、対象公共サービスについては、引き続

[4]入札済みの対象公共サービス 133 事業のうち、①従来の実施経費が算出できない新規事業等や②法に基づく入札の対象外となった事業を除く 101 事業を対象。削減効果はすでに事業の評価が終了している場合は評価時の数値、評価が終了していない場合は実施要項及び落札金額等から算出。

き小規模な事業が多く、規模の大きな事業の選定については少数にとどまっている。

② 官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっているが、これは国の行政機関等が行っている事業の民間委託の可能性を探る官民競争入札に対して、所管府省の取組姿勢が消極的であることが影響している。また、消極的にならざるを得ない背景として、官民競争入札の場合、落札結果が判明するまで予算要求が確定しないという実務上の理由のほか、下記③にあるように多数の余剰人員が生じる可能性があり、組織や定員上の問題について複数年度にわたる調整が必要であることや下記⑤にあるように業務フロー、コスト等の情報を十分に整理または把握できていないケースが多いことなどが考えられる。

③ 多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しく、民間事業者が対象公共サービスの落札者となる場合、当該業務に従事している公務員の処遇が課題となる。配置転換と新規採用の抑制等による対応を基本としているものの、多数の余剰人員が生じるケースでは当該対応に限界がある。そうしたケースでは、当該公務員が所属する国の行政機関等における別途の業務で人員需要が見込まれる場合を除き、個々の国の行政機関等の判断のみで法に基づく入札に付すことを躊躇することが考えられる。

④ 安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがある。これまでの実績においても、安値落札の場合を中心に、質の目標が達成されないケースや、目標達成のために委託者（国の行政機関等）による業務指導等を要したケースが散見された。

⑤ 国の行政機関等が、公共サービスの業務フロー、コスト等の情報を十分に整理または把握できていないケースが多く、国の行政機関等による実施要項案作成等の事前準備の負担となっているとともに、民間事業者の新規参入に必要な情報が不足している。

⑥ 対象公共サービスの増加に伴い、監理委員会における実施要項及び事業の評価の審議等の効率化など、監理委員会の関与を軽減するための方策を講ずること等が求められている。

⑦ 地方公共団体の公共サービスについて、法に基づく入札を実施するか否かの判断は、当該地方公共団体に委ねられており、これまでに法に基づく入札を実施したのは５団体となっている。これは、法の特例を活用する業務が戸籍謄本等の交付の請求の受付等６業務[5]に限られていることに加え、地方公共団体にとって、法

[5]出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関す

第８条に規定する実施方針や法第 16 条及び第 18 条に規定する実施要項の作成、法第 47 条に規定する合議制の機関の運用等の負担が大きいことが影響していると考えられる。

⑧　公共サービス改革には消極的になりがちな国の行政機関等が多い中、事業選定を推進するためには政治のコミットメントが不可欠である。

る特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第58条の規定により、法第34条が改正され平成24年7月9日に施行されることに伴い、「５業務」となる。

第３章　今後の取組方針

第１節　今後の方向性

１．公共サービスの在り方

第１章でも述べたように、公共サービスの内容と提供方法等については不断の見直しが求められるが、公共サービスの在り方については、以下のような視点から検討を行う必要がある。

（１）内容の向上に向けた取組

従来は、国の行政機関等が公共サービスを提供する者として、公共サービスの内容（質、コスト、量、方法等。以下同じ。）を自ら定めてきた。

しかし、公共サービスは国民のニーズにこたえるためのものであると同時に、国民の負担において提供されるものである。国の行政機関等は、公共サービスの利用者であり、コスト負担者である国民の視点を重んじ、以下のような点に配意して、その内容の向上に努めることが必要である。

① ＜国民のニーズ、意見吸収＞　国の行政機関等が公共サービスの内容を定める際には、利用者が意見を表明する機会を設けること。

また、利用者に対する定期的なアンケートの実施、苦情窓口の設置等により、利用者の意見、改善要望、問題点等の適時適切な把握に努めること。

② ＜情報公開＞　公共サービスの内容に関する情報を、分かりやすい形で公表、公開すること。

公共サービスに関する情報を広く国民に開示することは、公共サービスの提供者たる国の行政機関等の当然の説明責任であり、義務である。情報公開によって、公共サービスの利用者たる国民や実施主体の民間委託の担い手となる民間事業者等が、公共サービスの業務フローやコスト等の実態を把握することができる。このことによって、公共サービスの利用者であり、コスト負担者である国民が、公共サービスの内容が適切に定められているか、税金が適切かつ効率的に使われているか等をチェックすることが可能となる。

また、公共サービスの実施主体として参入しようとする者が、公共サービスの内容の向上につながる提案を検討することに資する。

この点に関連して、各府省が行政事業レビューによる自らの事業点検結果の情報を開示することとなったことは有意義である。

（２）担い手の多様化（「新しい公共」）

公共サービスを提供し得る者は、必ずしも行政機関のみではないとする認識が定着しつつある。こうした状況下、公共サービスの担い手の多様化を推進することが必要である。

行政と民間事業者等がパートナーシップを組んで公共サービスを提供する手法については、法に基づく入札やＰＦＩ、指定管理者制度、指定民間機関等への権限委譲等、様々な取組がなされている。

以上のような現状を踏まえつつ、政府では、公共サービスの担い手の多様化が促進されるような政策・制度の企画・立案・運営を図っている。

もっとも、その際に、今後の取組、新しい試みの透明性、公正性、公平性等を担保すべきであることは言うまでもない。

２．改革の視点

公共サービス改革の今後の方向性については、上記（１．公共サービスの在り方）の内容を踏まえた基本原則を明確にするとともに、第２章第２節２．で示した課題に対処する具体的方針を定めることが必要である。

（１）公共サービスの基本原則

公共サービス改革は、以下の基本原則に照らして推進する。対象公共サービス以外についても、以下の基本原則を踏まえ、国の行政機関等が、自発的、自律的に所管する公共サービスの改革に取り組むことが必要である。

なお、自発的、自律的な取組以外の事業選定を妨げるものではない。

① 国民にとって真に必要な公共サービスを提供する。

② 公共サービスに関する情報公開を行う。

③ サービス利用者であり、かつコスト負担者でもある国民の視点を、公共サービスの内容に反映させる。

④ 効率的、効果的に公共サービスを提供するため、担い手の間の適切な役割分担を行う。

⑤ 民間に委ねる場合、事業者の選定に透明性、公正性及び競争性を確保しつつ、事業者を選定する。

⑥ 民間に委ねたその後のフォローアップを着実に行う。

⑦ 民間に委ねずに公共サービスを提供する場合には、上記①～④の基本原則が遵守されているか第三者による評価を受ける。

（２）課題に対する具体的方針

第２章第２節２．において示した課題を解決するため、政府は以下の方針により、法に基づく入札の対象となる事業の洗い出し等を行い、従来以上に積極的に公共サービス改革に取り組む。

① 内閣府は、事業選定プロセスを明確化し、監理委員会に付議した上で国の行政機関等に提示する。また、国の行政機関等は、事業選定プロセスを踏まえ、一定以上のコスト削減が見込まれる規模の大きな対象公共サービスを選定する。事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、法第 38 条の監理委員会による勧告権が発動されることも念頭に置く必要がある。なお、事業選定に当たっての規模の目安等については、内閣府から国の行政機関等に提示する。

② 官民競争入札の事業選定については、業務の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務のうち、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 24 年 4 月 3 日官民競争入札等監理委員会）で示された手法等による業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれる公共サービスについて検討する。

③ 法に基づく入札による公共サービス改革に伴って生ずる余剰人員に対応するため、府省の枠を超えた配置転換や、国の行政機関等から民間への出向・移籍を推進するとともに、必要な場合は新規採用を抑制する。

④ 安値落札による対象公共サービスの質の低下といった弊害を解消するため、国の行政機関等における従来の実施方法や体制について、入札参加者に対して詳細に情報提供した上で提案を求め、公共サービスの質を重視して事業者を選定する。また、実施前に引継ぎや研修を通じて、ノウハウや経験の新たな事業者への移転を図る。さらに、契約に定められた達成目標を著しく下回った事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落札の弊害を抑止する。

⑤ 内閣府は、国の行政機関等に対して、民間委託が可能と考えられる公共サービスや対象公共サービスについて、業務フローとコストの分析を行い、当該分析に係る情報を広く国民に提供できる体制を整えることを求める。国の行政機関等は、全体業務に占める従事割合が高い業務や特に改善の余地があると考えられる業務等を把握するため、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」で示された手法等により、業務フローとコストの分析を行うよう努めるものとする。なお、業務改善、効率性・効果性向上の観点から、業務フローとコストの分析の実施を監理委員会から求められた場合、法第４条の国の行政機関等の責務の趣旨を踏まえ、

国の行政機関等は応じなければならない。

⑥　内閣府は、公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等の自主的な取組を促す観点も踏まえ、法に基づく入札により良好な実施状況が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、国の行政機関等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下「新プロセス」という。）を導入する。新プロセスについては、監理委員会が別に定めた「新プロセス運用に関する指針」（平成 24 年 4 月 3 日官民競争入札等監理委員会）に従って運用する。

また、監理委員会における実施要項案の審議を効率化するとともに、国の行政機関等が、実施要項の標準例（施設管理、試験、統計調査分野）や、入札参加者評価基準等の過去の事例情報を活用することで、実施要項案の作成等にかかる業務を効率的に実施できるよう支援する。

⑦　地方公共団体からのニーズを汲み上げ、民間委託の要望があるものの制度上許容されていない業務について、法特例を設けることを含め、効率的かつ効果的な実施に向けた環境整備を進める。さらに、地方公共団体の負担が軽減されるよう、法特例を活用した窓口業務等、典型的な業務について、実施要項等の標準例をインターネットの活用等により広く公表する。

⑧　各府省における政務三役を長とした公共サービス改革の体制の下で、事業選定を推進する。

３．平成 24 年度の事業選定の方針

平成 24 年度の事業選定に当たっての方針は以下のとおりとする。

①　法に基づく入札を実施し、契約の複数年度化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持・向上、コスト削減が見込まれる公共サービス。

②　事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。

③　国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。

④　官民競争入札の対象については、業務の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務のうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの。

⑤　内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。

⑥　第２節４．に掲げた関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

第２節　関係組織の責務と連携

公共サービス改革は政府全体で取り組むべき課題であるが、国の行政機関等が各々その責務を果たすだけでは十分ではない。公共サービスを所管する国の行政機関等に加え、公共サービス改革に関係する組織間の協力と連携を図らなくてはならない。

１．国の行政機関等

（１） 一般的責務

公共サービス改革を進めるに当たって、国の行政機関等は公共サービスの内容を自発的かつ不断に見直さなければならない。その際、基本方針に沿って取組を行うことはもとより、本節４．（その他の関係組織）に掲げる関係組織等の指摘や意見を十分に踏まえる必要がある。

また、国の行政機関等は対象公共サービスを適切に選定し、民間事業者の創意工夫が公共サービスに反映されるよう措置するとともに、公共サービスを適正かつ確実に実施する責務を負っている。

（２） 実態把握と情報公開の責務

上記の一般的責務を果たすために、国の行政機関等は、自らが所管する公共サービスの内容に関して、常にその実態を正確に把握していなければならない。

また、実態に関する情報を広く国民に開示することにより、公共サービスの内容の向上や、公共サービスの提供に関する民間事業者の積極的参画を促し、「新しい公共」の推進に資することが期待される。

（３） 法に基づく入札に関する諸準備の責務

公共サービスがより効率的、効果的に供給されるよう、当該公共サービスを所管する各行政機関等は、民間市場において提供される類似のサービスの質やコストに関する情報を調査しておくことが必要である。

また、事業者の選定や契約に関する最新の知識の習得に努め、法に基づく入札が、十分な数の入札参加者によって成功裏に行われるように諸準備をしておくことが重要である。

その際、民間市場が未成熟なサービス分野であるため、民間事業者の入札参加が少数と

なるおそれがある場合は、まずは、小規模での試行的な実施を通じて民間事業者の参入を促すなどの工夫を行う。

（４）「公」を開く責務

公共サービスの担い手を固定的に考えることなく、国の行政機関等、民間事業者、ＮＰＯ等による「新しい公共」を形成するパートナーシップを模索するとともに、その役割分担について検討を進める必要がある。

（５）監督する責務

国の行政機関等は、国民に対する公共サービスの的確な提供や法に基づく入札の適切な実施に関し、監督する責務を有する。

当該責務を果たすために必要な人員配置等によって体制を整備し、公共サービスの提供状況や法に基づく入札の実施状況のモニタリングを適切に行うとともに、問題がある場合には政務三役、幹部に対して迅速に報告しなければならない。

また、そうした情報は、公共サービスの提供や公共サービス改革が適切に行われているか否かを国民が判断する上で重要であり、適切に開示されなければならない。

（６）監理委員会の審議及び勧告に対応する責務

国の行政機関等は、監理委員会の運営、審議に積極的に協力しなければならない。また、監理委員会より勧告を受けた場合は、勧告に基づく措置を迅速に講じなければならない。

（７）人事評価

上記の責務を果たす上で行う公共サービス改革への取組は、国の行政機関等において積極的に組織目標に組み入れ、それに応じて各職員が自らの業績目標とすることを促す。その結果については、人事評価において適切に反映されなければならない。

２．公共サービス改革推進室

（１） 基本方針の作成

内閣府は、法第７条第 1 項の規定により、公共サービス改革の司令塔として、毎年度、進捗度合いと課題への対応状況を確認した上で、基本方針の案を作成しなければならない。

その際、対象公共サービスの改革の結果を十分に踏まえなければならない。対象公共サービスに対する事業の評価において、事業の継続自体に疑義がある場合あるいは質の向上とコスト削減の観点から妥当でないと認められる場合については、基本方針の見直しの際に当該事業の廃止や、質の向上とコスト削減に資する措置（業務の対象範囲、契約期間の

変更等）を盛り込む。
　また、監理委員会や公共サービス改革に関係する各組織の意見等を十分に尊重しなければならない。

（２）是正措置の要求

　対象公共サービスに関し、入札における競争性の確保やサービス提供者に対する監督が不十分であると監理委員会が判断した場合は、公共サービス改革を推進する立場から次回実施要項における参加資格、評価基準等の見直し、サービス提供者に対する指導強化、監督体制の強化等の是正措置を取るよう当該対象公共サービスを所管する国の行政機関等に要求する。

（３）情報提供の要求

　対象公共サービスの選定プロセスにおいて、情報の提供を国の行政機関等に求める。当該情報の提供に不足がある場合には、実施要項案の検討の前提として情報の整理をするよう国の行政機関等に求める。

３．官民競争入札等監理委員会

（１）審議

　基本方針や実施要項の審議を通じて、実施過程の透明性、公正性及び競争性を確保する役割を果たす。

（２）法に基づく入札の状況把握

　対象公共サービスに関する落札結果、実施状況、監督・検査の状況について、国の行政機関等より報告を受け、不十分な点があれば是正を求める。

（３）勧告権の発動

　これまで勧告権は行使されてこなかったが、公共サービス改革のために必要と考えるときには、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて国の行政機関等の長等に対し、時機を失することなく勧告を行う。

４．その他の関係組織

　法に基づく入札を含む公共サービス改革を推進するためには、一義的には、個々の公共サービスを所管する国の行政機関等が自ら改革に取り組まなくてはならない。

また、公共サービス改革の成果を高めるために、国の行政機関等は各々がその責務を果たすとともに、国権の最高機関である国会の関連委員会等の関与の下、憲法上の組織である会計検査院とも協力、連携して公共サービス改革に取り組まなければならない。
想定される関係諸組織等は以下のとおりである。

（１）衆議院決算行政監視委員会

（２）参議院決算委員会・行政監視委員会

（３）会計検査院

（４）内閣官房行政改革実行本部事務局

（５）内閣官房行政改革推進室

（６）内閣府行政刷新会議事務局

（７）内閣府民間資金等活用事業推進室（ＰＦＩ）

（８）内閣府公益法人行政担当室

（９）公正取引委員会

⑽ 総務省（政策評価、行政評価・監視、行政管理）

⑾ 財務省主計局（予算執行調査）

これらの組織、特に（４）から ⑾ までの政府組織は、役割は異なるものの、公共サービス改革を推進するという機能（それ自体が国民の立場に立った「公共サービス」とも言える）の面では共通しており、相互の協力、連携とともに、適切な役割分担を図ることが必要である。
また、（４）から ⑾ までの政府組織は、（１）及び（２）の両院委員会に対して、常に十分な情報提供を行う責務及び両院委員会による指摘事項に適切に対応する責務を有している。

第４章　政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等

本章は、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針[6]のうち、前章までに記載したもののほか、政府全体としての統一的な運用を確保するため、政府内の担当者に対し、基本的な考え方や具体的、実務的な手続等を示すものである。併せて、民間事業者からの情報提供に関して、より高い予見可能性を確保することを目的としている。

第１節　基本的な考え方

１．公共サービスに関する不断の見直しの進め方

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、以下のように対応する。

① 国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスの廃止等の措置を講じる。

② 必要性があるとしても、国の行政機関等自らが実施することが必要不可欠であるかについて検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、法に基づく入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。

③ 既に民間委託が行われている業務であっても、民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入又は実施方法や調達方法の改善により公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図られる場合は民間競争入札を実施する等必要な措置を講じる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫を活かす観点から提出される民間事業者の意見や国民の意思等を十分踏まえ、監理委員会による審議に真摯に対応する。また、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

なお、国の行政機関等の長等は、所管する公共サービスを法に基づく入札又は廃止等の対象とすることの適否等に関する見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

２．公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

基本方針において法に基づく入札の対象を選定するに当たっては、まず、本章第１節１．

[6] 法第７条第２項に掲げられた事項。

に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、国の行政機関等が自ら実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その際に、民間に委ねることができると判断された業務及び既に民間委託が行われている業務であって透明かつ公正な競争の導入又は委託業務の範囲拡大、包括化、複数年化等実施方法や調達方法の改善が必要と判断された業務については、法に基づく入札の実施につき積極的に検討する。

また、実施要項の作成に当たっては、従来の公共サービスの実施における達成水準の程度やそれに要した経費を明らかにするとともに、当該公共サービスの確保されるべき質としての達成目標を明確にし、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるようにする。

この場合、法全体の趣旨及び目的を踏まえ、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にする、あるいは逆に、必要以上の質を確保するために不要な経費が支出される、といった事態を招くことのないよう留意する。

また、法第４条の規定を踏まえ、民間事業者の創意工夫が対象公共サービスに適切に反映されるとともに、当該公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう実施要項の内容等を定める。

３．公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

法に基づく入札の結果、国の行政機関等が民間事業者を落札者として決定した場合、国の行政機関等は、民間事業者に実施が委託された対象公共サービスに関し、その国民への提供について最終的に責任を負うのは委託を行った国の行政機関等であることを認識し、国の行政機関等の責務に関する法第４条の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう法及び民間事業者と締結した契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、民間事業者の責務に関する法第６条の規定を踏まえ、業務の公共性を認識の上、国民の信頼にこたえられるよう、法令を遵守するとともに、責任を持って業務に取り組まなければならない。

４．地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

地方公共団体の公共サービスについて法に基づく入札を実施するか否かの判断については、当該地方公共団体の判断に委ねられているが、国の行政機関は、法第４条第２項の規定を踏まえ、自発的に法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体、地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく土地開発公社及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づく地方独立行政法人が円滑にその実施を図ることができるよう、その実施を阻害している法令の見直しなど環境整備を積極的に進める。

第２節　国の行政機関等が実施する法に基づく入札及び事業の廃止等

１．対象公共サービスの選定

（１）民間事業者及び地方公共団体からの意見の募集並びにそのための情報の公表

法の趣旨を踏まえると、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から対象公共サービスを選定していくことが重要である。こうした観点から、内閣総理大臣は、民間事業者が、その業務の内容を理解した上で、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考える業務（以下「対象業務」という。）に関する要望及びそれに必要な国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表の要請を広く国民一般から受け付ける。

なお、内閣総理大臣による国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間要望に結びつけるとの観点から、当該業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務の内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる指標等を積極的に公表する。

また、内閣総理大臣に対する対象業務に関する要望及びこれに必要な国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表の要請は、「行政処分」にかかる業務や既に民間事業者等に委託されている業務を含んだ広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものであり、この中には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人等の業務が含まれる。

このほか、内閣総理大臣に提出された対象業務に関する要望の取扱いに対する内閣府及び所管する国の行政機関等の検討状況並びに対象業務に関する情報の公表の要請があった情報については、広く内閣府のホームページにおいて公表するものとする。

（２）対象公共サービスの選定の考え方

内閣総理大臣は国の行政機関等の長等と協議をして、基本方針の案を作成する際に、対象公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、本章第１節１．の考え方にのっとり、下記の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。

② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入

札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。

④　民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か。

⑤　国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

国の行政機関等の長等は、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

なお、「行政処分」に係る業務は、法に基づく入札及び廃止等の対象とする業務から排除されるものではない。当該業務を法に基づく入札の対象とし、民間事業者に実施させる場合には、法律の特例が必要とされる業務として法第７条第２項第３号及び第４号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第５章第２節に規定する「特定公共サービス」として位置付ける法の一部改正を行うことが必要となる。

２．法に基づく入札の実施等

（１）実施要項の作成

法に基づく入札を実施するに当たっては、まず、国の行政機関等は基本方針に従って、対象公共サービスの内容等に関して実施要項を定めることが必要である。

確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標は、当該事業の政策目的を具体化するような客観的かつ定量的な指標によって表すことが望ましい。定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述する。達成目標を定めるに当たっては、下記の点を考慮する。

①　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく事業評価や実績評価で採用されている指標などを使用するなどにより、当該事業の対象である利用者にとっての利便性や、当該対象公共サービスが生み出す成果をサービスの質ととらえることを基本とすること。

②　民間事業者に付与された権限や責任範囲によっては達成できない事項に関するものであってはならず、必ず当該権限や責任範囲と合致したものとすること。

③　国の行政機関等による従来の実施の際の達成水準や費用対効果の分析が可能となるようにすること。

④　事業実施期間中において、事業に関連する制度改正等により達成目標を変化させる必要がある場合は、その内容を定めること。

国の行政機関等は、上記のほか、実施期間、国の行政機関等内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合のみ)、過去の実績を正確に開示し、より優れた提案を促すための従来の実施状況に関する情報の開示等について定める実施要項を作成する。また、民間事業者の新規参入を促進するためには、初期投資を回収する期間等への配慮が必要であること、及び入札手続のコストを削減する必要があることから、実施期間は原則として複数年の期間を設定するほか、監理委員会が別に定める「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」、「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」及び「新プロセス運用に関する指針」に留意する。

なお、国の行政機関等は、実施要項を定めるに当たり、必要に応じて、下記に示す様々な取組を行う。

①　実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること。

②　基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること。

③　外部専門家の活用を検討すること。

（２）その他入札の実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、法に基づく入札を実施するに当たり、可能な限り多様かつ多数の入札参加者の間での公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、下記の点に留意して適切に入札を実施する。

①　入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第９条第２項第３号及び同条第３項並びに第 14 条第２項第３号及び同条第３項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格並びに法第 10 条及び同条を準用する第 15 条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認すること。

②　落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第 13 条第３項及び同項を準用する第 15 条の規定に基づき必要な事項を公表することとなるが、落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札参加者の数、入札価格及び入札参加者の提案書の総合評価の結果等をできるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努めること。公表に当たっては、当該事項について内閣府に報告するとともに、従前、民間委託が行われていた対象公共サービスについては、その受託事業者名も併せて内閣

府に報告すること。

③　初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱い
初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することを決定する等の対応は、やむを得ない場合に限ることとし、その場合は決定の理由を公表するとともに、監理委員会に報告すること。

３．対象公共サービスの実施等

（１）民間事業者が落札者となった場合における対象公共サービスの実施等

法に基づく入札の結果、民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合、国の行政機関等及び民間事業者は、下記の点に留意して、対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

①　契約の締結等
国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を契約に適切に反映させた上で、契約を締結する。
民間事業者は、対象公共サービスを開始する前に、国の行政機関等において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等と、十分な時間的余裕を持って引継ぎ等の準備行為を実施する。

②　対象公共サービスの実施等
対象公共サービスの実施に当たって、民間事業者は、法第６条の規定による責務を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、適正かつ確実にサービスを実施することが求められる。
国の行政機関等においても、対象公共サービスの達成目標が実現されるよう、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等によって民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正な実施に向けた民間事業者による自律的な対応を可能な限り促すなどにより、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行わなければならない。

（イ）監督等の措置として、国の行政機関等は、契約に基づき、民間事業者から対象公共サービスの実施状況について、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法令に基づく監督及び検査を行う。

（ロ）上記（イ）の監督等の措置だけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、国の行政機関等は、法第 26 条第１項の規定に基づく報告徴収、立入検査等や、法第 27 条第１項の規定に

基づく必要な措置の指示等の規定を活用する。民間事業者がこれらの報告徴収、指示等に従わない場合等には、法第 55 条の規定により罰則が適用される。

（ハ）さらに、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定による報告徴収、指示等に従わない場合等は、国の行政機関等は、法第 22 条第 1 項第 1 号ヘ又はトの規定により、契約を解除することができる。そのような場合、対象公共サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第 22 条第２項の規定により、改めて法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。また、監理委員会は、国の行政機関等と連携して、国の行政機関等の長等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知し、相互に必要な連携を図る。

（２）対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び実施状況の公表

国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要である。

① 民間事業者が落札者となった場合

（イ）国の行政機関等は、対象公共サービス（新プロセス移行事業を除く。）の実施状況や本章第２節３．（１）②（イ）による監督及び検査の状況等について監理委員会に報告する。

（ロ）国の行政機関等の長等は、法第 26 条第４項及び第 27 条第２項の規定により、報告徴収、立入検査、指示等の措置が必要と認められ、その措置を講じた場合は、その措置の内容及び措置を講ずることとした理由を監理委員会に通知する。

（ハ）国の行政機関等は、事業の適正な実施に向けた民間事業者による自律的な対応を促す観点から、民間事業者の対象公共サービス（新プロセス移行事業を除く。）の実施状況について公表する。ただし、民間事業者自身が、対象公共サービスの実施状況に関する公表を契約等に基づき行うことも可能である。

② 国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合

国の行政機関等は、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況を監理委員会に通知するとともに、実施状況を公表する。

（３）再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、民間事業者が対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨及び目的に照らして認められない。
また、国の行政機関等は、民間事業者が対象公共サービスの達成水準の維持向上等のために、その一部について再委託を行うことを認める場合には、あらかじめ実施要項において、下記の点を明らかにしておく。

① 対象公共サービスの一部の再委託については、あらかじめ国の行政機関等の承認を受けなければならないこと。また、承認に当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認しなければならないこと。

② 国の行政機関等が再委託を承認する場合には、委託者は、再委託を受けた者から必要な報告を徴収しなければならないこと。

第３節　地方公共団体が実施する法に基づく入札

法は、地方公共団体に対し、地方公共団体の特定公共サービスに関し、法に基づく入札の実施を義務付けてはいない。ただし、地方公共団体は、法第５条に規定された責務を踏まえ、住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、当該特定公共サービスに関し見直しを行い、質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、当該特定公共サービスについて法に基づく入札を実施することが期待される。
また、地方公共団体は、特定公共サービスとして民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲等について、法第７条第５項の規定に基づく意見聴取の手続において、積極的な提案等をすることが期待される。
一方、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、内閣府は、地方公共団体における法に基づく入札の実施状況に関し、実施方針の策定状況、先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表する。
なお、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方公共団体は、法の定める手続によらず、地方自治法に基づき自ら所要の規則等を定めることにより法に基づく入札手続きと同等の入札手続を実施することができる。

第４節　対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

１．評価の位置付け

法第７条第８項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況を踏ま

え、対象公共サービスの確保されるべき質の達成状況やコスト削減効果などその業務の全般にわたる評価（事業の評価）を行い公表するとともに、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して基本方針を変更する。

２．評価の手続

法第７条第８項の規定による内閣総理大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施期間終了に合わせて行うこととされている。この評価は、事業の評価結果を基本方針に反映し、また、対象公共サービスの実施期間終了時に対象公共サービスの継続、廃止等の次の段階に速やかに移行することができる適切な時期から開始されなければならない。

すなわち、内閣総理大臣は、事業の評価の開始の時期に関して、対象公共サービスの実施期間終了後も対象公共サービスの実施を継続する場合には、そのための実施要項等に事業の評価の結果が適切に反映されることが十分可能な時間に余裕のある時期に設定されるよう配慮する必要がある。

具体的には、下記の手続により実施することを原則とする。

① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、実施要項に定める確保されるべきサービスの質等に係る調査項目に従って、対象公共サービスの実施状況の調査を行い、その分析等を行った上で、内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。

② ①により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、事業の評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。

③ 内閣総理大臣は、事業の評価案について監理委員会の議を経た上で、事業の評価を確定する（国の行政機関等の長等より新プロセスへ移行する意向が示された対象公共サービスについては、新プロセスへの移行の可否を含めて評価を行う）。

④ 内閣総理大臣は、確定した事業の評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、あらかじめ国の行政機関等と協議の上、変更する。

⑤ 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、確定した事業の評価を踏まえ、次期事業の実施要項（案）に反映させる。

なお、新プロセス移行後の事業の評価については、下記の手続により実施することを原則とする。

① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、実施要項に定める確保されるべきサービスの質等に係る調査項目に従って、対象公共サービスの実施状況の調査・分析を行い、外部有識者等によるチェックを受けた上で、実施状況に係る報告を内閣総理大臣へ提出する。

② ①により提出された当該報告をもって、内閣総理大臣は、事業の評価を行い、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。

③ 内閣総理大臣は、必要に応じ、監理委員会の議を経た上で、事業の評価を確定する。

④ 内閣総理大臣は、確定した事業の評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、あらかじめ国の行政機関等と協議の上、変更する。

⑤ 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、確定した事業の評価を踏まえ、次期事業の実施要項に反映させる。

３．評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の事業の評価は、下記に掲げる事項等について、効率性、有効性、妥当性、必要性等の観点から行うこととし、その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

① 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標について達成しているか、実施体制及び実施方法について改善すべきところはないか、また、民間事業者の創意工夫が発揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているか。

② 従来の実施に要した経費と契約金額とを比較した場合、若しくは、従来の実施に要した経費と支払金額とを比較した場合、コスト削減の点で効果を上げているか。

③ 民間事業者が実施している場合の対象公共サービスの実施状況と、国の行政機関等が直轄で実施する同様の業務若しくは民間事業者が実施する同様の業務の実施状況との比較等により、質の維持向上やコスト削減の点で効果を上げているか。

④ 発注者側のモニタリング及び監督状況は適切であったか、また、受託事業者との連携は取れていたか。

⑤ 目標の達成状況を踏まえ、必要な場合、業務見直し等の対応策が講じられていたか。

⑥ 新プロセスへの移行に当たっては、「新プロセス運用に関する指針」で示した移行基準に合致しているか。

⑦ 上記①から⑥の対象公共サービスの実施状況の評価及びその要因分析を踏まえ、

当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無や、今後の対象公共サービスの達成水準の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標の内容の見直し、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を整理した上で、方向性を示す。

第５節　公務員の処遇

法に基づく入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。

また、法第 31 条に規定される再任用職員となることを希望する者に対しては、任命権者は､その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

第５章　法第７条第２項第３号から第８号までに掲げる事項

法第７条第２項第３号から第８号までに掲げる事項については、前章までに記載したもののほか、別表のとおり定める。

政府は、別表に盛り込まれた計画及び措置を計画的かつ着実に実施し、その進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与する。

（別表）

1．内閣官房

公物管理等業務

事項名	措置の内容等
画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱	○　画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 画像分析官を対象とした、安全保障及び危機管理対応への観点での衛星画像の判読に必要な基礎的な画像判読能力の教育訓練業務及び応用的な画像判読能力の教育訓練業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目処に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

2．内閣府

（1）統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
消費動向調査	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している消費動向調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 平成24年4月から平成25年3月までの1年間
	○　消費動向調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

（2）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア　都市公園の維持管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第2号ロに規定する公園（国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地）（ロ号公園）の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ロ号公園（国営沖縄記念公園）
イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の積算技術業務（都市公園事業に係るものを除く。）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　沖縄総合事務局の積算技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の工事監督支援業務（都市公園事業に係るものを除く。）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
	○　沖縄総合事務局の工事監督支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の技術審査業務（都市公園事業に係るものを除く。）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
	○　沖縄総合事務局の技術審査業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局のダム管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の事務所
	○　沖縄総合事務局のダム管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の事務所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の道路許認可審査・適正化指導業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
	○　沖縄総合事務局の道路許認可審査・適正化指導業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の用地補償総合技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内の期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内の期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　沖縄総合事務局の用地補償総合技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所
ウ　港湾、空港における発注者支援業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の発注補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等
	○　沖縄総合事務局の発注補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の施工状況確認補助業務・品質監視補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等
	○　沖縄総合事務局の施工状況確認補助業務・品質監視補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等

ウ　港湾、空港における発注者支援業務（続き）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の監督補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等
	○　沖縄総合事務局の監督補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の技術審査補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等
	○　沖縄総合事務局の技術審査補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等

（3）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
永田町庁舎の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している内閣府の管理する「永田町合同庁舎」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「永田町合同庁舎」（東京都）

（4）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
内閣府LAN（共通システム）の更新整備及び運用管理業務	○　内閣府LAN（共通システム）の更新整備及び運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度から4年以上の期間

３．宮内庁

行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務	○　宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年2月から平成31年3月までの4年2か月間

4. 公正取引委員会

行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
公正取引委員会LANシステム運用支援業務一式	○　公正取引委員会LANシステム運用支援業務一式について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年度から3年以上の複数年間

5. 警察庁

(1)公物管理等業務

事項名	措置の内容等
広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年11月から平成33年2月までの9年4か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 警察庁 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の更なる実施について検討する。

(2)施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
警察大学校の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している警察庁の管理する「警察大学校」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「警察大学校」(東京都)

6. 金融庁

（1）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア　国際会計基準審議会等の国際会議への参加及び意見発信等に関する事務	○　国際会計基準審議会等の国際会議への参加及び意見発信等に関する事務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 国際会計基準審議会等の国際会議に参加し、議論の動向を把握するとともに、国際会計基準に関する専門知識を持つ国内関係者の意見を集約するなど、我が国としての考え方等の意見発信等に関する事務 【入札等の実施予定時期】 平成25年4月を目途に入札公告し、平成25年9月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年9月から平成30年3月までの4年7か月間
イ　国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に関する事務	○　国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に関する事務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 国際会計基準審議会における国際会計基準の策定・改訂等について、議論の動向を迅速かつ的確に把握するため、討議資料等の翻訳及び情報提供を行うとともに、議論内容等の調査分析等を行う事務 【入札等の実施予定時期】 平成25年4月を目途に入札公告し、平成25年9月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年9月から平成30年3月までの4年7か月間

（2）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
金融庁ネットワークシステムの運用管理業務	○　金融庁ネットワークシステムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から4年以上の期間

（3）地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等
公認会計士試験事業 （金融庁及び財務省）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務局で実施する公認会計士試験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 財務局の実施する受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験実施業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年8月までの3年5か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。

7. 消費者庁

（1）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
電子商取引モニタリング事業	○　電子商取引モニタリング事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 迷惑メール及び電子メール広告、インターネット通信販売、テレビ通信販売、インターネットオークションについて、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の表示義務等の遵守状況について調査・分析を行う。 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月からを目途に平成28年3月までの3年間

（2）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア　消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務	○　消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度中の事業実施時期から4年間
イ　（独）国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）運用支援業務	○　（独）国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管予定のため、本業務の入札については移管先の調達との一本化、入札の時期・期間等について検討を行い、平成24年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成26年度以降に民間競争入札を実施する。 【契約期間】 平成26年度以降の事業実施時期から5年間

（3）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア　（独）国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業	○　「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、平成25年度を目途に（独）国民生活センターの機能を国に移管することが決定した。このため、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」について検討しており、これらの結果等を踏まえ、機能移行先と調整の上、平成25年度以降に官民競争入札等を実施する場合は、官民競争入札等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成24年度中に監理委員会と連携しつつ策定する。
イ　（独）国民生活センター施設の運営等業務	○　「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、平成25年度を目途に（独）国民生活センターの機能を国に移管することが決定した。このため、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」について検討しており、これらの結果等を踏まえ、機能移行先と調整の上、平成25年度以降に官民競争入札等を実施する場合は、官民競争入札等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成24年度中に監理委員会と連携しつつ策定する。

8. 総務省

（1）統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
ア 科学技術研究調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務 【契約期間】 平成23年4月から平成25年12月までの2年9か月間
イ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての基幹統計調査	○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての基幹統計調査について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）を踏まえ、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。
ウ サービス産業動向調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施しているサービス産業動向調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務 【契約期間】 平成24年8月から平成27年3月までの2年8か月間

（2）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施しているインターネット上の違法・有害情報対応相談業務、現状及び今後の課題の分析並びにプロバイダや学校関係者等に向けたセミナーの実施業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間

事項名	措置の内容等
イ 政府認証基盤の運用・保守の請負	○ 政府認証基盤の運用・保守の請負について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 政府認証基盤（GPKI）を構成する2つの認証局（ブリッジ認証局、政府共用認証局）の運用及び保守に係る以下の業務。 ① 高度なセキュリティを確保しつつ、24時間365日正常に稼働させるための認証局の施設（ﾏｽﾀｾﾝﾀ、ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟｾﾝﾀ）・設備及びシステムの管理や稼働監視 ② 全府省の大臣、局長等の電子公印（電子証明書）の発行 ③ システム脆弱性対応（毎日、提供される脆弱性情報を調査し、テスト環境での検証を踏まえ、本番システムへ適用） ④ 利用者環境の維持（各府省のパソコンのオンライン関連ソフトウェア（JAVA）等のバージョンアップに伴うシステムの稼働確認及び修正） ⑤ システム障害対応（ハードウェア障害やソフトウェア不具合への24時間365日対応） 等 【入札等の実施予定時期】 平成24年10月を目途に入札公告し、平成25年3月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年3月から平成29年2月までの4年間
ウ 地方交付税算定等業務	○ 地方交付税等算定等業務について、履行可能な事業者を公募することとし、複数業者が名乗り出た場合に民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 普通交付税及び地方特例交付金等の算定事務の合理化、迅速化等を図ることとして、普通交付税及び地方特例交付金等の算定事務に関し、情報機器による計算、集計、分析、結果表出力等の計算処理に関する業務請負及びアプリケーション・サービスの提供を調達するもの。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度以降に落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度以降、約5年間

（3）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎の管理・運営業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第2号館」（東京都）及び「総務省第二庁舎」（東京都）の2か所を一括して実施

イ 情報通信政策研究所の管理・運営業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省の管理する「情報通信政策研究所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「情報通信政策研究所」(東京都)
ウ 自治大学校及び消防大学校の運営等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省の管理する「自治大学校」及び「消防大学校」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「自治大学校」(東京都)、「消防大学校」(東京都)の2か所

(4)行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年7月から平成29年3月までの4年9か月間
イ (独)情報通信研究機構の情報システム運用業務	○ (独)情報通信研究機構の情報システム運用業務について、これまで「小金井本部」、「けいはんな研究所」、「未来ICT研究センター」で個別の業務としていたものを1つに統合し、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年10月を目途に入札公告し、平成26年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成28年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「小金井本部」(東京都)、「ユニバーサルコミュニケーション研究所」(京都府)、「未来ICT研究所」(兵庫県)

ウ (独)統計センターLAN等運用管理業務	○ (独)統計センターLAN等運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年2月を目途に入札公告し、平成27年8月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年8月から平成30年12月までの3年5か月間

9. 法務省

(1)登記関連業務

事項名	措置の内容等
証明書交付等事務(乙号事務)	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務 【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国434か所(平成24年4月1日現在)のうち148か所の登記所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務 【契約期間】 平成23年4月から平成25年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国434か所(平成24年4月1日現在)のうち279か所の登記所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例

証明書交付等事務(乙号事務)(続き)	○　登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年9月までの3年6か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国434か所(平成24年4月1日現在)のうち427か所の登記所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例

(2)施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「法務省浦安総合センター」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している法務省の管理する「法務省浦安総合センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成29年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「法務省浦安総合センター」(千葉県)
イ 法務局・地方法務局の施設の管理・運営業務	○　法務局・地方法務局の管理する施設の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京法務局、さいたま地方法務局及び千葉地方法務局(支局・出張所を含む。)の庁舎

（3）刑事施設関連業務

事項名	措置の内容等
刑事施設の運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。）の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第1～4号及び同第6～13号に掲げる業務並びにその他の非権力的業務（被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 平成22年4月から平成29年3月までの7年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 総務業務及び警備業務については、静岡刑務所及び笠松刑務所の2か所 作業業務、職業訓練、教育業務及び分類業務については、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の3か所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例 【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）の趣旨を踏まえ、上記措置に基づく事業の実施状況を検証するとともに、シェアード・サービスによる効率的な委託を可能とするためのBPR（業務実施方法等の見直し）についても併せて検討しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について平成25年8月までに検討する。

（4）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア　法務本省内LANシステムの運用管理業務	○　法務本省内LANシステムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度以降に落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度以降、5年以上の複数年間
イ　法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務	○　法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度以降に落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度以降、2年以上の複数年間
ウ　矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成26年3月までの2年間

（5）地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等
ア　地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京（横浜を含む。）、名古屋、大阪の3か所 【平成25年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。
イ　地方入国管理局等の在留手続の窓口業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方入国管理局等の在留手続の窓口業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在留期間更新許可申請、就労資格証明書交付申請等の受付業務及び就労資格証明書等の引渡業務（法令により入国審査官が行うこととされている各種許可証印等に係る事務を除く。） 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京（横浜を含む。）、名古屋、大阪の3か所 【平成25年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。

10. 外務省

（1）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「外務省庁舎」、「外交史料館及び飯倉別館」、「麻布台別館」及び「船橋分室」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している外務省の管理する 「外務省庁舎」、「外交史料館及び飯倉別館」、「麻布台別館」及び「船橋分室」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省庁舎」（東京都）、「外交史料館及び飯倉別館」（東京都）、「麻布台別館」（東京都）、「船橋分室」（千葉県）の4か所
イ 「外務省研修所」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している外務省の管理する「外務省研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省研修所」（神奈川県）

（2）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア （独）国際協力機構コンピュータシステム運用業務	○　（独）国際協力機構コンピュータシステム運用業務について、民間企業による一般競争入札を実施済みであるが現契約の終了にあわせ、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成28年4月から平成33年3月までの5年間
イ （独）国際交流基金JF-NET運用管理支援等業務	○　（独）国際交流基金JF-NET運用管理支援等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年10月から平成29年9月までの3年間

（3）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア （独）国際協力機構の「海外移住資料館」の運営等業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際協力機構の管理する「海外移住資料館」の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置づけに留意しつつ、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「海外移住資料館」の管理・運営業務 【契約期間】 平成24年5月から平成27年3月までの2年11か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「海外移住資料館」（神奈川県）
イ （独）国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際協力機構の管理する「国際協力人材センター」の業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際協力人材登録関連業務、国際協力キャリア相談支援業務、人材情報等の提供・活用促進関連業務、ホームページ（「PARTNER」）運営管理業務、PARTNERシステム再構築・運用保守業務 【契約期間】 平成24年2月から平成27年3月までの3年2か月間
ウ （独）国際交流基金の「日本語国際センター」施設管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際交流基金の管理する「日本語国際センター」の施設管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 （独）国際交流基金の「日本語国際センター」（埼玉県）
エ （独）国際交流基金の「関西国際センター」施設管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際交流基金の管理する「関西国際センター」の施設管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「関西国際センター」施設管理・運営業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 （独）国際交流基金の「関西国際センター」（大阪府）

オ　(独)国際交流基金の「日本語国際センター」海外日本語研修事業	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際交流基金の「日本語国際センター」海外日本語研修事業に関する実施業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 外国人日本語教師を対象とした日本語研修に係る接遇業務 【契約期間】 平成24年4月から平成25年3月までの1年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「日本語国際センター」(埼玉県)
	○　(独)国際交流基金の「日本語国際センター」海外日本語研修事業に関する実施業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 外国人日本語教師を対象とした日本語研修に係る接遇業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年11月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成27年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「日本語国際センター」(埼玉県)
カ　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(募集支援業務)	○　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(募集支援業務)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年1月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年1月から平成30年3月までの3年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 首都圏、東海圏、近畿圏、九州圏の事業4か所
キ　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(選考支援業務)	○　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(選考支援業務)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年6月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年6月から平成28年3月までの2年10か月間
ク　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(要請データ管理業務)	○　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(要請データ管理業務)については事業実施の効率性や費用対効果の観点から国際協力機構の直営化による事業実施の可能性も含め、民間競争入札の導入の是非を検討し、平成24年度中に結論を得る。

ケ　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(訓練・研修支援業務)	○　(独)国際協力機構JICAボランティア支援業務(訓練・研修支援業務)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 二本松訓練所、駒ヶ根訓練所、首都圏の3か所

11. 財務省

(1)統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
民間給与実態統計調査	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している民間給与実態統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務 【契約期間】 平成23年9月から平成26年6月までの2年10か月間

(2)施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「湯島地方合同庁舎」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する「湯島地方合同庁舎」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「湯島地方合同庁舎」(東京都)
イ 「財務本省研修所」及び「税務大学校和光校舎」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する「財務本省研修所」及び「税務大学校和光校舎」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「財務本省研修所」(東京都)及び「税務大学校和光校舎」(埼玉県)の2か所
ウ 「東京港湾合同庁舎」、「東京税関芝浦出張所」、「青海コンテナ検査センター」及び「城南島コンテナ検査センター」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する「東京港湾合同庁舎」、「東京税関芝浦出張所」、「青海コンテナ検査センター」及び「城南島コンテナ検査センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京港湾合同庁舎」(東京都)、「東京税関芝浦出張所」(東京都)、「青海コンテナ検査センター」(東京都)、「城南島コンテナ検査センター」(東京都)の4か所
エ 「税関研修所」及び「関税中央分析所」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する「税関研修所」及び「関税中央分析所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成22年4月から平成27年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「税関研修所」(千葉県)及び「関税中央分析所」(千葉県)の2か所を一括して実施
オ 「大手町合同庁舎3号館」、「東京国税局が管理する管内の単独庁舎76施設及び合同庁舎7施設」、「国税庁事務管理センター」、「鑑定官室鑑定指導室」、「光が丘資料センター」等の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 大手町合同庁舎3号館(東京都)、東京国税局が管理する管内(千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県)の単独庁舎76施設及び合同庁舎7施設、国税庁事務管理センター(埼玉県)、鑑定官室鑑定指導室(東京都)、光が丘資料センター(東京都)等

(3)行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務	○　財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年12月までの3年9か月間
イ (独)酒類総合研究所情報システムの運用及び管理業務	○　(独)酒類総合研究所については、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月閣議決定)において、平成26年4月をもって、本法人は廃止し、国に移管することを決定。 (独)酒類総合研究所情報システムの運用及び管理業務については、その調達の在り方を移管まで検討する。
ウ (独)造幣局基幹サーバ等運用管理作業	○　(独)造幣局基幹サーバ等運用管理作業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

エ （独）印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業	○ （独）印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年2月を目途に入札公告し、平成25年6月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年6月から平成28年5月までの3年間

（4）地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等
ア 財務局の未利用国有地の管理等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務局の未利用国有地の管理等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 物件調査、物件整備（草刈・柵設置等）等の管理等業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局管内の首都圏地区（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県）及び北関東信越地区（茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県） 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象の拡大等について検討する。
イ 国税局の電話相談センターにおける相談業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国税局の電話相談センターにおける相談業務のうち、オペレーターによる対応が可能な相談業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 繁忙期（11月から3月までの5か月間）において、税務署の所在地・開庁時間の確認等のオペレーターによる対応が可能な相談業務 【契約期間】 平成23年11月から平成26年3月までの2年5か月間（事業期間はうち延べ15か月間） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12か所のうち「東京国税局電話相談センター」（東京都）及び「関東信越国税局電話相談センター」（埼玉県）の2か所 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。

ウ 財務局の普通財産の管理処分等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務局の普通財産の管理処分等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国有財産の売払、貸付、現況調査等の管理処分等業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国の財務局及び沖縄総合事務局
エ 公認会計士試験事業（再掲）（金融庁及び財務省）	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務局で実施する公認会計士試験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 財務局の実施する受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験実施業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年8月までの3年5か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。

（5）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
（独）造幣局の貨幣セット販売事業	○ （独）造幣局の貨幣セット販売については、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた上で、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ法の対象事業とすることの是非等について検討を行い、平成24年度中に結論を得る。

12. 文部科学省

(1)公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア 放射能測定調査	○ 放射能測定調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 原子力艦寄港地における環境放射能調査 我が国の環境放射能に係る情報の収集、入力及び提供 【入札等の実施予定時期】 平成25年2月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成26年3月までの1年間
イ 放射線等に関する学習用機器(簡易放射線測定器)の貸出業務	○ 放射線等に関する学習用機器(簡易放射線測定器)の貸出業務について、本年度夏に戦略を取りまとめる予定のエネルギー・環境会議等の議論を踏まえ、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 教育職員等、児童生徒及び学校等を対象に学校教育の場などでの放射線等に関する教育の取組に利用でき、知識の習得が図られる簡易放射線測定器の貸出しを実施する。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度からの複数年間
ウ 国際原子力安全交流対策(技術者交流)業務	○ 国際原子力安全交流対策(技術者交流)業務について、本年度夏に戦略を取りまとめる予定のエネルギー・環境会議等の議論を踏まえ、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 アジア諸国を対象として、原子力技術者・研究者の招聘及び派遣に係る業務を実施する。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度からの複数年間

(2)行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 文部科学省内ネットワークの運用管理業務	○ 文部科学省内ネットワークの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年7月を目途に入札公告し、平成25年1月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年1月から平成28年12月までの4年間
イ (独)国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム保守業務一式	○ (独)国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム保守業務一式について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成28年12月から平成32年11月までの4年間
ウ (独)大学入試センター業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務	○ (独)大学入試センター業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月閣議決定)」に基づき大学評価・学位授与機構との統合等を予定していることから、本業務の入札については、統合先等との調達の一本化、入札の時期・期間等について検討を行い、平成25年度までに結論を得る。検討結果を踏まえ、民間競争入札を実施する場合、平成27年度以降に民間競争入札を実施する。
エ (独)国立青少年教育振興機構事務用電子計算機システム システム基盤運用支援業務等	○ (独)国立青少年教育振興機構事務用電子計算機システム システム基盤運用支援業務等について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成28年度から3年以上の複数年間
オ (独)国立科学博物館事務用電子計算機システム賃貸借・保守業務	○ (独)国立科学博物館事務用電子計算機システム賃貸借・保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年12月から平成30年11月までの4年間

カ （独）科学技術振興機構JST OAシステム用ハードウェア・ソフトウェアの保守サポート業務	○　（独）科学技術振興機構JST OAシステム用ハードウェア・ソフトウェアの保守サポート業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき当機構は理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構との統合を予定している。統合後、平成27年度までに調達の在り方を検討する。
キ （独）科学技術振興機構JSTインターネットセグメント機器保守等	○　（独）科学技術振興機構JSTインターネットセグメント機器保守等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき当機構は理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構との統合を予定している。統合後、平成27年度までに調達の在り方を検討する。
ク （独）日本学術振興会業務基盤サーバ等の更新・保守業務	○　（独）日本学術振興会業務基盤サーバ等の更新・保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成29年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成30年2月から平成35年1月までの5年間
ケ （独）宇宙航空研究開発機構JAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに係る運用管理業務	○　（独）宇宙航空研究開発機構JAXA財務・管理系及び共通インフラ系情報システムに係る運用管理業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成27年度末までに結論を得る。
コ （独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務委託	○　（独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務委託について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立文化財機構との統合予定のため、本業務の入札については、統合後、平成27年度までに調達の在り方を検討する。
サ （独）日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務	○　（独）日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成29年度末までに結論を得る。

シ （独）海洋研究開発機構業務ネットワーク機器等保守及びセキュリティ監視業務	○　（独）海洋研究開発機構業務ネットワーク機器等保守及びセキュリティ監視業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構と統合予定のため、本業務の入札については、統合後、平成27年度までに調達の在り方を検討する。
ス （独）日本原子力研究開発機構基幹業務用シンクライアントシステムの運用支援業務	○　（独）日本原子力研究開発機構基幹業務用シンクライアントシステムの運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年10月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

（3）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア （独）大学入試センターの大学入試センター試験事業	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）大学入試センターの大学入試センター試験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）大学入試センターの実施する出願受付、成績通知業務 【契約期間】 平成24年5月から平成27年4月までの3年間

<table>
<tr><td rowspan="2">イ （独）国立科学博物館の設置・運営する「国立科学博物館」の施設運営等業務</td><td>○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国立科学博物館の管理する「国立科学博物館」の施設管理・運営業務（展示業務の企画等を除く。）について、実施要項等に基づき適切に運営する。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】
「国立科学博物館」の施設管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）

【契約期間】
平成22年4月から平成25年3月までの3年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
「国立科学博物館」（東京都）</td></tr>
<tr><td>○　（独）国立科学博物館の管理する「国立科学博物館」の施設管理・運営業務（展示業務の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】
「国立科学博物館」の防災設備等保守管理業務、清掃業務、警備業務、総合案内・展示施設案内等業務

【入札等の実施予定時期】
平成24年11月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施

【契約期間】
平成25年4月から平成28年3月までの3年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
「国立科学博物館」（東京都）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ （独）国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運営業務</td><td>○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している （独）国立美術館の管理する美術館等の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、実施要項等に基づき適切に運営する。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】
①　「東京国立近代美術館」本館及び工芸館の管理・運営・警備業務
②　「東京国立近代美術館」フィルムセンターの管理・運営業務

【契約期間】
平成24年4月から平成27年3月までの3年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
「東京国立近代美術館」本館及び工芸館（東京都）
「東京国立近代美術館」フィルムセンター（東京都）</td></tr>
<tr><td>○　（独）国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】
国立新美術館の管理・運営業務

【入札等の実施予定時期】
平成25年4月から落札者による事業を実施

【契約期間】
平成25年4月から平成28年3月までの3年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
国立新美術館（東京都）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>エ （独）国立文化財機構の設置する「東京国立博物館」等の施設管理・運営業務</td><td>○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国立文化財機構の管理する東京国立博物館等の施設管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、実施要項等に基づき適切に運営する。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】
「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務、「東京国立博物館」の展示場における来館者応対等業務

【契約期間】
平成24年4月から平成27年3月までの3年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
「東京国立博物館」、「東京文化財研究所」（東京都）</td></tr>
<tr><td>オ （独）日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等の運営等業務</td><td>○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）日本スポーツ振興センターの管理するスポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】
スポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務

【契約期間】
平成24年4月から平成29年3月までの5年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】
「国立霞ヶ丘競技場」（東京都）、「国立代々木競技場」（東京都）、「国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター」（東京都）の3か所</td></tr>
<tr><td>カ （独）日本芸術文化振興会の設置・運営する劇場等の運営等業務</td><td>○　（独）日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務に対する民間競争入札の活用について、平成20年度から複数年契約で実施している一般競争入札による民間委託の実施状況も見極めつつ、引き続き検討する。</td></tr>
<tr><td>キ （独）宇宙航空研究開発機構広報普及支援業務</td><td>○　（独）宇宙航空研究開発機構広報普及支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【入札等の実施予定時期】
平成27年度から落札者による事業を実施

【契約期間】
平成27年4月から平成30年3月までの3年間</td></tr>
<tr><td>ク （独）日本原子力研究開発機構イオン照射研究施設等利用管理支援業務</td><td>○　（独）日本原子力研究開発機構イオン照射研究施設等利用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。

【入札等の実施予定時期】
平成26年度から落札者による事業を実施

【契約期間】
平成26年4月から平成29年3月までの3年間</td></tr>
</table>

ケ （独）日本原子力研究開発機構電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務	○　（独）日本原子力研究開発機構電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間
コ （独）日本原子力研究開発機構情報セキュリティ対策システム等の運用支援業務	○　（独）日本原子力研究開発機構情報セキュリティ対策システム等の運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年4月から平成30年3月までの3年間
サ （独）日本原子力研究開発機構大型計算機システム等の運用支援業務	○　（独）日本原子力研究開発機構大型計算機システム等の運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年4月から平成30年3月までの3年間
シ （独）日本原子力研究開発機構原子力計算科学プログラム作成業務	○　（独）日本原子力研究開発機構原子力計算科学プログラム作成業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間
ス （独）日本原子力研究開発機構原子力コードの高速化・計算機性能評価業務	○　（独）日本原子力研究開発機構原子力コードの高速化・計算機性能評価業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

（4）国立大学法人の業務

事項名	措置の内容等
国立大学法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討等	○　国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされている施設の管理・運営業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、官民競争入札等監理委員会国立大学法人分科会の指摘も踏まえ、引き続き経営改善の取組に努める。

13. 厚生労働省

（1）統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
ア 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務 【契約期間】 平成24年5月から平成27年3月までの2年11か月間
イ 就労条件総合調査	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している就労条件総合調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務 【契約期間】 平成23年9月から平成26年3月までの2年7か月間

（2）日本年金機構関連業務

事項名	措置の内容等
国民年金保険料収納事業	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。以下同じ。）で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務 【契約期間】 平成21年10月から平成24年9月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち127か所の社会保険事務所 【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例

国民年金保険料収納事業（続き）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 年金事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務 【契約期間】 平成22年10月から平成24年9月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち185か所の年金事務所 【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例
	○　国民年金保険料収納事業について、実施要項等の必要な見直しを行った上で民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 年金事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年10月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成24年10月から平成26年9月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所の年金事務所 【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例

（3）ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「人材銀行」事業	○　平成19年4月から平成22年3月まで民間競争入札により実施した「人材銀行」事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「人材銀行」事業の運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、官民競争入札又は民間競争入札の更なる活用を含め、今後の事業の在り方について更に検討する。

イ 「キャリア交流プラザ」事業	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している 「キャリア交流プラザ」事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援の業務（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等） 【契約期間】 平成22年7月から平成25年3月までの2年9か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 キャリア交流プラザ（千葉、埼玉） 【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例

（4）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア　労働保険加入促進業務	○　労働保険加入促進業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 労働保険の未手続事業の把握及び加入勧奨活動の実施、労働保険の成立手続等の業務 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成28年3月までの2年間
イ　労災ケアサポート事業	○　労災ケアサポート事業について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 ①　在宅で介護、看護等を必要としている65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、せき髄損傷等の労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等（労災ケアサポーター）による訪問支援を実施する業務。 ②　在宅で介護等を必要とする65歳未満の労災重度被災労働者に対して、せき髄損傷等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師等（労災ホームヘルパー）による専門的介護サービス等を提供する業務及びその労災ホームヘルパーを養成する業務（関東甲信越ブロックにおいて実施）。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各ブロック7か所

ウ 労災特別介護援護事業	○ 労災特別介護援護事業について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 ① 労災重度被災労働者で、在宅での介護が困難となっている人に対して、労災特別介護施設において、その傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを365日24時間体制で実施する業務。 ② 労災特別介護施設において、日帰り介護サービス、短期滞在型サービス等を実施する業務。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本の各労災特別介護施設8か所

（5）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 厚生労働省施設の運営等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している厚生労働省の管理する「中央合同庁舎第5号館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第5号館」（東京都）
イ「労働大学校」運営等業務	○ 現在、（独）労働政策研究・研修機構が設置・運営している「労働大学校」の施設の管理・運営業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき労働大学校に係る土地建物を国庫納付し、その後、厚生労働省において引き続き、民間競争入札を実施することについて検討する。

（6）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務	○ 厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年度中を目途に入札公告し、落札者による事業を実施 【契約期間】 平成24年度から平成29年3月までの4年以上の複数年間

イ（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務	○ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成29年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成29年4月から平成34年3月までの5年間
ウ（独）労働政策研究・研修機構機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務	○ （独）労働政策研究・研修機構機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合予定のため、本業務の入札については統合先の調達との一本化、入札の時期・期間等について検討を行い、平成24年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成26年度以降に民間競争入札を実施する。
エ（独）労働者健康福祉機構グループウェアシステム運用・保守業務一式	○ （独）労働者健康福祉機構グループウェアシステム運用・保守業務一式について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）において、「国立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。」こととされたことを踏まえ、本業務の国立病院機構システムとの一本化等について、平成24年度中に検討を行い、その結果を踏まえ対応する。
オ（独）労働者健康福祉機構基幹業務システムハードウェア保守一式業務	○ （独）労働者健康福祉機構基幹業務システムハードウェア保守一式業務については、（独）労働者健康福祉機構基幹業務システムソフトウェア保守及び運用管理一式業務と一本化し、事業をエ．（独）労働者健康福祉機構グループウェアシステム運用・保守業務一式として、民間競争入札を検討する。
カ（独）医薬品医療機器総合機構共用LANシステム等に係る運用支援業務	○ （独）医薬品医療機器総合機構共用LANシステム等に係る運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間

（7）地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等
診療放射線技師国家試験事業等	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している診療放射線技師国家試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業及び管理栄養士国家試験事業のうち、地方厚生局等で実施する業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方厚生局等の実施する出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年5月までの3年2か月間 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、地方厚生局等の実施する業務について、民間競争入札の拡大等について検討する。

（8）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア （独）労働政策研究・研修機構の「労働大学校」運営等業務	○　現在、（独）労働政策研究・研修機構が設置・運営している「労働大学校」の施設の管理・運営業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき労働大学校に係る土地建物を国庫納付し、その後、厚生労働省において引き続き、民間競争入札を実施することについて検討する。
イ （独）労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務、支払方法の相談業務、居所等調査業務、集金業務、報告書の作成・報告業務のすべて 【契約期間】 平成21年10月から平成24年9月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 すべての労災病院等（34施設）

ウ （独）国立病院機構の物品調達業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国立病院機構の物品調達業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）国立病院機構の各病院共通の消耗品等のうち、事務消耗品及び事務消耗品と併せて調達することで材料費の抑制が期待される衛生材料2品目に係る物品調達業務（通信販売方式による物品調達業務） 【契約期間】 平成23年7月から平成25年6月まで2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国144病院中40病院
	○　（独）国立病院機構の物品調達業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）国立病院機構の各病院共通の事務消耗品等に係る物品調達業務（通信販売方式による物品調達業務） 【契約期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9か月間 平成26年4月以降は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）において、平成26年4月に（独）国立病院機構は固有の根拠法に基づき設立される法人に移行することとされたことから、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において新しい法人制度の在り方について検討しており、これらの結果等を踏まえ検討する。 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国144病院中50病院以上

14. 農林水産省

(1)統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
ア 牛乳乳製品統計調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している牛乳乳製品統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 平成22年11月から平成26年1月までの3年3か月間
	○ 牛乳乳製品統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年7月を目途に入札公告し、平成25年11月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年11月から平成29年1月までの3年3か月間
イ 生鮮食料品価格・販売動向調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している生鮮食料品価格・販売動向調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 平成22年11月から平成26年2月までの3年4か月間
	○ 生鮮食料品価格・販売動向調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年7月を目途に入札公告し、平成25年11月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年11月から平成29年2月までの3年4か月間
ウ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 平成22年11月から平成26年1月までの3年3か月間
	○ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年7月を目途に入札公告し、平成25年11月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年11月から平成29年1月までの3年3か月間
エ 農業物価統計調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している農業物価統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務 【契約期間】 平成23年11月から平成27年3月までの3年5か月間
オ 内水面漁業生産統計調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している内水面漁業生産統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 平成23年11月から平成26年8月までの2年10か月間
カ 容器包装利用・製造等実態調査(経済産業省と共管)	○ 容器包装利用・製造等実態調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から開始し1年以内又は1年を超える期間

(2)公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア 国有林の間伐事業	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国有林の間伐事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、平成25年度中において契約を完了する日を終期とする2年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道、東北、関東、中部、近畿中国及び九州の各森林管理局管内の森林管理署9か所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国有林の間伐事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、平成26年度中において契約を完了する日を終期とする2年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道、東北、関東、中部、近畿中国及び九州の各森林管理局管内の森林管理署6か所
	○　国有林の間伐事業について、複数年契約による民間競争入札を実施する。その内容は、原則として、次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年中に入札公告し、落札者を決定 【契約期間】 平成25年4月以降、落札者の決定後から開始し、平成27年度中に終了する2年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 各森林管理局でそれぞれ1か所程度、地理的条件及び事業量の観点から民間競争入札の実施に適する箇所を選定し、全国で7～10か所程度で実施するものとする。 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、更に対象箇所の拡大を検討する。
イ 定期一般健康診断等業務(関東森林管理局本局ほか)	○　定期一般健康診断等業務(関東森林管理局本局ほか)については、国有林野事業特別会計の一般会計への移行及び東日本大震災に係る除染業務に伴う健康診断の実施による対象者の変動及び検査項目の見直し等を踏まえ、業務量等が確定した翌年度から複数年間、民間競争入札を実施する。
ウ 水産物流通情報発信・分析事業	○　水産物流通情報発信・分析事業のうち水産物の需給・価格等に関する情報の収集・発信にかかる業務については、平成27年度から複数年間の契約として、事業を法の対象業務とするにあたっての実施内容の検討を行う。 検討の結果、法の対象として実施する際には、民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成26年12月末までに策定する。

(3)施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「中央合同庁舎第1号館」及び「三番町共用会議所」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している農林水産本省の管理する「中央合同庁舎第1号館」及び「三番町共用会議所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第1号館」(東京都)及び「三番町共用会議所」(東京都)の2カ所
イ 「森林技術総合研修所」の管理・運営業務	○　既に民間競争入札により事業を実施している農林水産省の管理する「森林技術総合研修所」の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年12月を目途に入札公告し、平成26年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「森林技術総合研究所」(東京都)
ウ 「農林水産研修所つくば館」及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している農林水産省の管理する「農林水産研修所つくば館」及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」の管理・運営業務について、実施方針等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所つくば館」(茨城県)及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」(茨城県)の2か所
エ 「農林水産研修所」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している農林水産省の管理する「農林水産研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所」(東京都)

（4）米の買入れ・売渡し関連業務

事項名	措置の内容等
政府米の販売等業務	○　政府米の販売等業務の包括的な民間委託について、民間競争入札により、受託事業体を選定し、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府米の販売及び販売等に必要な保管、運送等の一連の業務の複数受託事業体への包括的な委託 【契約期間】 平成23年10月から平成29年3月までの約6年間（平成23年度開始事業） 平成24年度中の契約締結日から平成30年3月までの約6年間（平成24年度開始事業）
	○　政府米の販売等業務の包括的な民間委託について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府米の販売及び販売等に必要な保管、運送等の一連の業務の複数受託事業体への包括的な委託 【契約期間】 業務の対象となる米穀の販売に要する期間等を勘案して決定（複数年）

（5）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
農林水産省行政情報システムの運用管理業務	○　農林水産省行政情報システムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

（6）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア　（独）家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の運営等業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）家畜改良センターの管理する「中央畜産研修施設」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中央畜産研修施設の管理・運営業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 中央畜産研修施設（福島県）
イ　（独）森林総合研究所の施設の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）森林総合研究所の施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）森林総合研究所の「本所」及び「林木育種センター」の管理・運営業務 【契約期間】 平成24年4月から平成26年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「本所」及び「林木育種センター」（茨城県）
ウ　（独）水産総合研究センターの施設の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）水産総合研究センターの管理する「中央水産研究所」施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）水産総合研究センターの「中央水産研究所」（神奈川県）の管理・運営業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央水産研究所」（神奈川県）
エ　（独）水産大学校の施設の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）水産大学校の管理する「水産大学本校」施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）水産大学校の「水産大学本校」（山口県）の管理・運営業務 【契約期間】 平成24年4月から平成28年3月までの4年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「水産大学本校」（山口県）

オ （独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）農業生物資源研究所、（独）農業環境技術研究所、（独）国際農林水産業研究センターの施設の管理・運営業務	○　「（独）農業・食品産業技術総合研究機構」、「（独）農業生物資源研究所」、「（独）農業環境技術研究所」及び「（独）国際農林水産業研究センター」の施設の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）農業・食品産業技術総合研究機構等の研究本館等の清掃業務、警備業務及びエレベータ等保守点検業務の各個業務 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき統合予定のため、本業務の入札については統合先の調達との一本化、入札の時期・期間等について検討を行い、平成24年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成26年度以降に民間競争入札を実施する。 【契約期間】 上記の検討結果を踏まえ決定（複数年） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「（独）農業・食品産業技術総合研究機構」、「（独）農業生物資源研究所」、「（独）農業環境技術研究所」及び「（独）国際農林水産業研究センター」（いずれも茨城県）

15．経済産業省

（1）統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
ア 経済産業省企業活動基本調査	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省企業活動基本調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間
イ 容器包装利用・製造等実態調査（再掲）（農林水産省と共管）	○　容器包装利用・製造等実態調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から開始し1年以内又は1年を超える期間

（2）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア 登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業	○　登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 意匠の審査判断をするために、公知の意匠を網羅的、体系的に調査する業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

イ 国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式	○　国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）に基づき登録された機関による、高い機密性を有する未公開特許情報の電子化業務 【入札等の実施予定時期】 平成26年度以降に落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度以降、2年以上の複数年間
ウ 書面による手続のデータエントリー業務一式	○　書面による手続のデータエントリー業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）に基づき登録された機関による、高い機密性を有する未公開特許情報の電子化業務 【入札等の実施予定時期】 平成26年度以降に落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度以降、2年以上の複数年間
エ 商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業	○　商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 商標法（昭和34法律第127号）、商標審査基準等に基づき、個別の出願情報の商標性の判断を支援する業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間
オ 商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業	○　商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 商標法（昭和34法律第127号）、商標審査基準等に基づき、個別の出願情報の商標性の判断を支援する業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

カ 商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業	○　商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 商標法（昭和34法律第127号）、商標審査基準等に基づき、個別の出願情報の商標性の判断を支援する業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

（3）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「経済産業省庁舎」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省の管理する「経済産業省庁舎」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業省庁舎」（東京都）
イ 「特許庁庁舎」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省の管理する「特許庁庁舎」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「特許庁庁舎」（東京都）
ウ 「経済産業研修所」の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省の管理する「経済産業研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業研修所」（東京都）

ウ「経済産業研修所」の管理・運営業務（続き）	○　経済産業省の管理する「経済産業研修所」の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年9月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業研修所」（東京都）

（4）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア　経済産業省基盤情報システムの運用管理業務	○　経済産業省基盤情報システムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年9月までの3年6か月間
イ（独）経済産業研究所第三期RIETI PC-LANシステム運用管理業務	○　（独）経済産業研究所第三期RIETI PC-LANシステム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理振興機構の統合予定のため、本業務の入札については、統合先との調達の一本化、入札の時期・期間等についての検討を行い、平成25年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成27年度以降に民間競争入札を実施する。
ウ（独)産業技術総合研究所の産総研情報システム運用管理支援業務	○　（独）産業技術総合研究所の産総研情報システム運用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理振興機構の統合予定のため、本業務の入札については、統合先との調達の一本化、入札の時期・期間等についての検討を行い、平成25年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成27年度以降に民間競争入札を実施する。
エ（独)産業技術総合研究所の研究情報等公開データベース及び情報検索サーバの運用管理業務	○　（独）産業技術総合研究所の研究情報等公開データベース及び情報検索サーバの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理振興機構の統合予定のため、本業務の入札については、統合先との調達の一本化、入札の時期・期間等についての検討を行い、平成25年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成27年度以降に民間競争入札を実施する。

オ（独)製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務	○　（独）製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年3月から平成30年2月までの3年間
カ（独)新エネルギー・産業技術総合開発機構情報基盤サービス業務	○　（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構情報基盤サービス業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年6月から平成32年10月までの5年5か月間
キ（独)日本貿易振興機構コンピュータシステム運用管理業務	○　（独）日本貿易振興機構コンピュータシステム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年11月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成27年3月までの2年間
ク（独)原子力安全基盤機構機構内情報システムの運用管理支援業務	○　（独）原子力安全基盤機構機構内情報システムの運用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき、本業務の入札については、平成24年末を目途とする原子力関連の独立行政法人の将来的な統合等を含めた在り方の検討結果を踏まえ、平成26年度以降に民間競争入札を実施する。
ケ（独)情報処理推進機構電子IPA稼働維持支援業務	○　（独）情報処理推進機構電子IPA稼働維持支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）に基づき経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理振興機構の統合予定のため、本業務の入札については、統合先との調達の一本化、入札の時期・期間等についての検討を行い、平成25年度中に結論を得る。検討結果を踏まえ、平成27年度以降に民間競争入札を実施する。
コ（独)中小企業基盤整備機構情報化ネットワークシステム運用管理業務	○　（独）中小企業基盤整備機構情報化ネットワークシステム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成28年4月から平成32年3月までの4年間

（5）地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等
計量士国家試験事業	○　経済産業局等で実施する計量士国家試験事業に係る民間競争入札の実施について、平成23年度事業開始分について行った民間競争入札の結果等を踏まえ、検討する。 検討の結果、民間競争入札を実施する場合には、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成25年7月末までに策定する。

（6）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア （独）産業技術総合研究所の「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）産業技術総合研究所の管理する「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）産業技術総合研究所の「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月まで3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「産業技術総合研究所つくばセンター」（茨城県）
イ （独）経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 JIPデータベース及びRIETI-TIDに係るサーバーの保守・管理、データの更新等データベースの維持管理業務 【契約期間】 平成23年12月から平成26年3月までの2年4か月
ウ （独）工業所有権情報・研修館の情報関連事業	○　特許庁で構築中の新業務システムの進ちょくに合わせて、電子出願ソフト開発事業、公報システム開発事業、工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成事業については段階的に廃止する。
エ （独）日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国内外で開催される見本市のデータ収集、見本市・展示会情報総合サイトJ-messe内の見本市データベースの管理・運営等業務 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間

オ （独）日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業	○　（独）日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業について、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ミッションの目的に応じた研修内容・スケジュールの作成、ミッションの旅程に係る各種調整、宿泊先・交通手段・翻訳などの確保、来日中のアテンド対応　等 【入札等の実施予定時期】 平成24年度に受入れが決定したミッションから落札者による事業を実施 【契約期間】 ミッションの内容に応じ、当該ミッションが完了するまでの適切な期間
カ （独）日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）日本貿易振興機構の管理する「ビジネスライブラリー」の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際機関及び200か国・地域を超える世界の経済・貿易等資料の整理と管理、及び「ビジネスライブラリー」における利用者サービスと閲覧室管理業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「ビジネスライブラリー」（東京都）、「ビジネスライブラリー」（大阪府）
キ （独）日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務	○　次の内容の官民競争入札により事業を実施している（独）日本貿易振興機構の管理する「アジア経済研究所図書館」運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 開発途上国・地域の経済・政治・社会などに関する学術研究書、新聞、雑誌、地図等の整理・閲覧、開発途上国・地域の資料・情報に関する簡易レファレンス対応業務、各種データベースの利用支援等アジア経済研究所図書館の運営業務 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「アジア経済研究所図書館」（千葉県）
ク （独）情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 試験会場の確保及び試験運営業務 【契約期間】 平成22年10月から平成25年12月までの3年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「札幌試験地」（北海道）、「仙台試験地」（宮城県）、「広島試験地」（広島県）、「高松試験地」（香川県）、「福岡試験地」（福岡県）、「那覇試験地」（沖縄県）

ク (独)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業(続き)	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 試験会場の確保及び試験運営業務 【契約期間】 平成23年10月から平成25年12月までの2年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京及び八王子試験地」(東京都)、「埼玉、千葉、柏、横浜・川崎、藤沢及び厚木試験地」(埼玉県、千葉県及び神奈川県)、「名古屋試験地」(愛知県)、「滋賀、京都、大阪、神戸、奈良及び和歌山試験地」(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)
ケ (独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修(経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修、中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。)に係る業務及び施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務 【契約期間】 平成20年11月から平成26年3月までの5年5か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「旭川校」(北海道)、「直方校」(福岡県)の2か所
	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修(経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修、中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。)に係る業務及び施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務 【契約期間】 平成23年5月から平成26年3月までの2年11か月間(仙台校については平成23年12月から平成26年3月までの2年4か月間) 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「仙台校」(宮城県)、「瀬戸校」(愛知県)、「関西校」(兵庫県)、「広島校」(広島県)の4か所

ケ (独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務(続き)	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修(経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修、中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。)に係る業務及び施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務 【契約期間】 平成23年8月から平成26年3月までの2年8か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「三条校」(新潟県)、「東京校」(東京都)、「人吉校」(熊本県)の3か所
コ (独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業業務	○ (独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向けの経営管理者研修、経営後継者研修及び工場管理者研修並びに中小企業支援担当者向け研修に係る業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向けの経営管理者研修、経営後継者研修及び工場管理者研修並びに中小企業支援担当者向け研修に係る業務のうち、研修企画に係るものを除いた業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目処に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年3月から平成26年3月までの1年1か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「旭川校」(北海道)、「仙台校」(宮城県)、「東京校」(東京都)、「三条校」(新潟県)、「瀬戸校」(愛知県)、「関西校」(兵庫県)、「広島校」(広島県)、「直方校」(福岡県)、「人吉校」(熊本県)の9か所

16. 国土交通省

(1)統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
建設関連業等の動態調査	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施する建設関連業等の動態調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間
	○　建設関連業等の動態調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月までに入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

(2)公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア　都市公園の維持管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「滝野すずらん丘陵公園」(北海道)、「国営東京臨海広域防災公園」(東京都)の2か所
	○　都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号イに規定する公園(一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地)(イ号公園)の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年から3年以上の複数年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 すべてのイ号公園(12か所)
ア　都市公園の維持管理業務(続き)	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号ロに規定する公園(国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地)(ロ号公園)の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ロ号公園(4か所)
イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の積算技術業務(都市公園事業に係るものを除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間(平成23年度開始事業) 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間(平成24年度開始事業) 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の積算技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の工事監督支援業務(都市公園事業に係るものを除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間(平成23年度開始事業) 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間(平成24年度開始事業) 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の工事監督支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の技術審査業務(都市公園事業に係るものを除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の技術審査業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の河川巡視支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の河川巡視支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局の河川許認可審査支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局管内の各事務所等

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　地方整備局の河川許認可審査支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の堰・排水機場等管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の堰・排水機場等管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等のダム管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　地方整備局等のダム管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している四国地方整備局の道路巡回業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 四国地方整備局管内の各事務所
	○　四国地方整備局の道路巡回業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 四国地方整備局管内の各事務所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局の道路許認可審査・適正化指導業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局管内の各事務所
	○　地方整備局の道路許認可審査・適正化指導業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局管内の各事務所

イ　道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（続き）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の用地補償総合技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成23年度開始事業） 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間（平成24年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の用地補償総合技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
ウ　空港施設の維持管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している空港土木施設の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 函館空港、新潟空港、松山空港、宮崎空港の4か所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している空港土木施設の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 稚内空港、釧路空港、丘珠空港、東京国際空港（構内道路）、八尾空港、広島空港、高松空港、福岡空港、北九州空港、熊本空港、鹿児島空港の11か所
	○　空港土木施設の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 新千歳空港、三沢空港、仙台空港、東京国際空港（制限区域内）、小松空港、美保空港、徳島空港、高知空港、長崎空港、大分空港、那覇空港の11か所

ウ　空港施設の維持管理業務（続き）	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している航空灯火・電源施設の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 新千歳空港、東京国際空港、福岡空港の3か所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している航空灯火・電源施設の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 稚内空港、釧路空港、函館空港、三沢空港、新潟空港、百里空港、小松空港、八尾空港、美保空港、広島空港、徳島空港、高松空港、松山空港、高知空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港の21か所
	○　航空灯火・電源施設の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 仙台空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港の4か所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している航空保安無線施設等の保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成25年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京ブロック、成田ブロック、鹿児島ブロックの3か所
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している航空保安無線施設等の保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成26年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 新千歳ブロック、大阪ブロック、福岡ブロックの3か所

ウ　空港施設の維持管理業務（続き）	○　航空保安無線施設等の保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成27年3月までの2年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 仙台ブロック、中部ブロック、那覇ブロックの3か所
	○　航空保安無線施設等の保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成24年12月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京ブロック、成田ブロック、鹿児島ブロックの3か所
エ　港湾、空港における発注者支援業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の発注補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　地方整備局等の発注補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している 地方整備局等の施工状況確認補助業務・品質監視補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等

エ 港湾、空港における発注者支援業務（続き）	○ 地方整備局等の施工状況確認補助業務・品質監視補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の監督補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○ 地方整備局等の監督補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の技術審査補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等
	○ 地方整備局等の技術審査補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内又は1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等

オ 東京国際空港警備システム保守業務	○ 東京国際空港警備システム保守業務については、新たな民間事業者の参入を促進するために、平成24年度から試行的に屋外機器の保守・点検業務とシステム3種類の屋内機器の保守・点検業務をそれぞれ分割し、4契約として一般競争により発注することを予定している。平成25年度以降、当該取組の結果及びその検証を踏まえ、民間競争入札の導入を検討する。
カ 空港有害鳥類防除業務	○ 空港有害鳥類防除業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 鳥類の航空機への衝突防止のための空港内巡回による鳥類観察、銃器等による威嚇作業等 【入札等の実施予定時期】 平成26年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 仙台空港の1か所 【平成27年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。

（3）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 国土交通省施設の運営等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国土交通省の管理する「中央合同庁舎第3号館」及び「中央合同庁舎第2号館の国土交通省が所管する設備」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第3号館」（東京都）及び「中央合同庁舎第2号館の国土交通省が所管する設備」（東京都）を一括して実施
	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国土交通省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土交通大学校」（東京都及び千葉県）

ア　国土交通省施設の運営等業務(続き)	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国土交通省の管理する「国土地理院」の施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土地理院」(茨城県)
	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国土交通省の管理する「国土技術政策総合研究所」、(独)土木研究所の管理する「土木研究所(つくば)」及び(独)建築研究所の管理する「建築研究所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成28年3月までの4年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土技術政策総合研究所」、「土木研究所(つくば)((独)土木研究所)」、「建築研究所((独)建築研究所)」(いずれも茨城県)
イ　測量士・測量士補試験事業	○　測量士・測量士補試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国土地理院の実施する試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務 【入札等の実施予定時期】 「地理空間情報活用推進基本計画」(平成20年4月15日閣議決定)を踏まえ、測量士・測量士補の資格制度を見直した後、業務量を確定した翌年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 測量士・測量士補の資格制度を見直した後、業務量を確定した翌年度から3年間
ウ　関東地方整備局(本局)の施設管理業務	○　関東地方整備局の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎施設の保安警備業務、機械電気設備運転管理業務、清掃業務等 【入札等の実施予定時期】 平成25年10月を目途に入札公告し、平成26年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年4月から平成29年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「関東地方整備局(本局)」(埼玉県)

エ 「地図と測量の科学館」の管理運営業務	○　国土地理院の管理する「地図と測量の科学館」の管理運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 展示施設の管理運営業務、受付業務、館内説明業務等 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

(4)行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア　国土交通省本省行政情報ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務	○　国土交通省本省行政情報ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成26年度を目途に入札公告し、落札者による事業を実施 【契約期間】 上記の実施からの4年間
イ　(独)土木研究所情報システム運用支援業務	○　(独)土木研究所情報システム運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 3年以上の複数年間
ウ　(独)建築研究所共用計算機システム借入(リース)及びサーバ・ネットワーク運用支援業務	○　(独)建築研究所共用計算機システム借入(リース)及びサーバ・ネットワーク運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 3年以上の複数年間
エ　(独)港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務	○　(独)港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年1月を目途に入札公告し、平成25年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間

オ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構機構情報ネットワークシステム管理業務	○ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構機構情報ネットワークシステム管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成28年度から3年以上の複数年間
カ (独)都市再生機構UR－NETの運用支援等に関する業務	○ (独)都市再生機構UR－NETの運用支援等に関する業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成29年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成29年4月から平成34年3月までの5年間
キ (独)住宅金融支援機構Withシステムの運用業務	○ (独)住宅金融支援機構Withシステムの運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成27年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成27年度から3年以上の複数年間

（5）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
ア 自動車検査(独)の自動車検査業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している自動車検査(独)の「中央実習センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央実習センター」(東京都)

ア 自動車検査(独)の自動車検査業務(続き)	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している自動車検査(独)の自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務 【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東検査部管内の事務所23か所(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 【平成25年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、全国への拡大を検討する。
イ (独)都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)都市再生機構の「UR営業センター」におけるすべての業務及び「UR営業センター」に近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ① 「UR営業センター」におけるすべての業務(契約事務、入居資格確認、契約内容等の説明等) ② 民間競争入札の対象とする「UR営業センター」のうちの機構が指定する1か所については、①の業務と機構が指定する当該UR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務(住宅の下見や周辺環境等に関する情報提供、仮予約の受付等)を併せて対象 【契約期間】 平成24年7月から平成27年6月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ① 「UR錦糸町営業センター」(東京都)、「UR町田営業センター」(東京都)、「UR堺東営業センター」(大阪府)の3か所 (「UR営業センター」におけるすべての業務) ② 「UR所沢営業センター及び所沢市に存する団地における現地案内所」(埼玉県) (「UR営業センター」におけるすべての業務及び当該「UR営業センター」に近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務)

17. 環境省

（1）統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
環境省所管の統計調査	○　水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応（以上については水質汚濁防止法等の施行状況調査を除く。）、個票審査、集計、報告書の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年度中において契約を締結した日から事業を実施 【契約期間】 平成24年度中において契約を締結した日から平成29年3月までの約5年間

（2）公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア 国民公園の維持管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「新宿御苑」の管理・運営業務のうち、植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導及びインフォメーションの各業務 【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「新宿御苑」（東京都）
	○　国民公園の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「新宿御苑」の管理・運営業務のうち、植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導、インフォメーション、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営及び菊栽培業務の各業務 【入札等の実施予定時期】 平成24年11月を目途に入札公告し、平成25年7月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年7月から平成30年6月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「新宿御苑」（東京都）
ア 国民公園の維持管理業務（続き）	○　皇居外苑、京都御苑の維持管理等業務について、契約相手方の選定方法等についての検討を行う。
イ 国立公園関係施設の維持管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している自然公園法（昭和32年法律第161号）における公園事業として環境省が設置した施設の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「大山隠岐国立公園の大山寺集団施設地区及び桝水原集団施設地区」（鳥取県）
	○　自然公園法（昭和32年法律第161号）における公園事業として環境省が設置した施設の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成25年5月を目途に入札公告し、平成25年7月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年7月から平成28年6月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「大山隠岐国立公園の大山寺集団施設地区及び桝水原集団施設地区」（鳥取県）
ウ 環境保全普及推進事業	○　環境保全普及推進事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 環境月間（毎年6月）に開催する「エコライフ・フェア」実施までの企画、管理、運営の各業務 【入札等の実施予定時期】 平成25年2月を目途に入札公告し、平成25年3月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年3月から平成25年8月までの6か月間

(3)施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
環境省施設の運営等業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している環境省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「環境調査研修所」(埼玉県)

(4)行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア　環境省ネットワークシステムの運用管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している環境省ネットワークシステムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成24年4月から平成28年10月末までの4年7か月間
イ　(独)国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務	○　(独)国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成29年度以降に落札者による事業を実施 【契約期間】 平成29年度以降、5年以上の複数年間

(5)独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
(独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務について、補償財源の確実な徴収の実施について留意しつつ、実施要項に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 申告書等の送付及び受理点検、申告・納付手続きのための情報提供及び相談への対応、申告書提出の慫慂等 【契約期間】 平成21年3月から平成26年3月までの5年1か月間

18．防衛省・自衛隊

(1)公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア　進路相談等部外委託	○　退職予定自衛官に対する就職及び生活設計に関する相談等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 キャリアカウンセラー、心理カウンセラー、ファイナンシャルプランナー等の資格を保有し、雇用環境等に精通した部外の専門家(進路相談員)を配置し、退職予定自衛官に対する就職及び生活設計に関する相談等を行わせる。 【入札等の実施予定時期】 平成26年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度からの複数年間とし、契約期間は平成25年度中に検討し結論を得る。 【入札等の対象施設(地区)の数・所在地】 全国23か所の駐屯地・基地を一括して実施
イ　硫黄島における調理作業等委託	○　硫黄島航空基地隊における調理作業等について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 硫黄島航空基地隊の隊員食堂における調理作業、配食作業及び清掃作業等の給食業務 【入札等の実施予定時期】 平成26年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度からの複数年間とし、契約期間は平成25年度中に検討し結論を得る。 【入札等の対象施設(地区)の数・所在地】 海上自衛隊硫黄島航空基地(東京都)
ウ　防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等	○　防衛大学校の本科学生等の営内居住者に対する調理作業等について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 防衛大学校学生食堂における調理作業、配食作業及び清掃作業等の給食業務 【入札等の実施予定時期】 平成26年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成26年度は1年間、平成27年度からは複数年間とし、契約期間は平成26年度中に検討し結論を得る。 【入札等の対象施設(地区)の数・所在地】 防衛省防衛大学校(神奈川県)

エ　住宅防音事業に関する事務手続補助業務	○　住宅防音事業に関する事務手続補助業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 住民の方々が行う住宅防音工事の事務手続きのサポート等を行う業務 なお、1年間を対象とする一業務委託契約当たりの交付決定処理予定数量は100世帯程度を基本 【入札等の実施予定時期】 平成25年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成25年度から開始し1年以内 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の各地方防衛局及び東海地方防衛支局

（2）施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
「市ヶ谷地区」、「目黒地区」、「三宿地区」及び「十条地区」に係る施設の管理・運営業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している防衛省・自衛隊の管理する「市ヶ谷地区」、「目黒地区」、「三宿地区」、「十条地区」に係る施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間 （ただし、「目黒地区」については平成23年10月から平成26年3月までの2年6か月間） 【入札等の対象施設（地区）の数・所在地】 「市ヶ谷地区」（東京都）、「目黒地区」（東京都）、「三宿地区」（東京都）、「十条地区」（東京都） 【平成26年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札及び事業実施の検証結果等を踏まえ、民間競争入札の対象の拡大について検討する。

（3）調達関連業務

事項名	措置の内容等
ア　防衛省・自衛隊の事務用品調達業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している航空自衛隊の事務用品調達業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【入札等の実施予定時期】 平成24年度から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成24年度及び25年度 【平成26年度以降の対象機関等の拡大措置】 上記業務の実施状況等を踏まえ、平成26年度以降、陸上自衛隊及び海上自衛隊の事務用品調達業務についても民間競争入札を実施することを検討する。

イ　防衛装備品の補給・維持業務	○　防衛装備品の補給・維持等に関する業務を包括的にアウトソーシングし、その運用の継続性や信頼性に関して官側が目標を設定し、契約会社がこれを達成する契約方式であるPBLについては、平成24年度から平成28年度までのPBLパイロット・モデルの試行状況を踏まえ、法に基づくPBLの事業の実施について引き続き検討を進め、平成26年度中に一定の結論を得る。

（4）行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
防衛省中央OAネットワーク・システム	○　防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】 平成28年度を目途に入札公告し、落札者による事業を実施 【契約期間】 平成28年度からの約5年間

（5）独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
（独）駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務	○　次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）駐留軍等労働者労務管理機構が管理し、運用する機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 機構本部（運用管理センター）内における稼働管理、セキュリティ管理、障害対応及びヘルプサポート等 【契約期間】 平成23年4月から平成26年12月までの3年9か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 （独）駐留軍等労働者労務管理機構の本部（運用管理センター）

19. その他（内閣府及び関係府省）

事項名	措置の内容等
ア　政府系公益法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討	○　関係府省は、政府系公益法人の見直しについて（平成23年7月内閣府）を踏まえ、入札手続きの透明性、公正性、競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。
イ　庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討	○　関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運営業務について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行う。
	○　なお、施設の管理・運営業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札の実施を検討することとするが、必要に応じ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施の可能性についても検討する。
ウ　独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討	○　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）Ⅲ．３．②に基づき情報公開されている業務について、入札手続きの透明性、公正性、競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。
	○　本別表以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。
	○　独立行政法人の業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札を実施、検討等を行うこととするが、必要に応じ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施の可能性についても検討する。
エ　地方公共団体が実施する業務への官民競争入札等の活用に関する検討	○　地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。
オ　その他官民競争入札等の導入等に向けた取組等	○　これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。

（別表）新プロセス移行事業一覧

○　下記の事業については、基本方針第3章第1節 2.（2）⑥に定める新プロセスへ移行の上、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として下記の措置の内容等のとおりとする。

施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
自治大学校及び消防大学校の運営等業務	【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「自治大学校」（東京都）、「消防大学校」（東京都）の2か所	総務省
「農林水産研修所」の管理・運営業務	【契約期間】 平成25年4月から平成28年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所」（東京都）	農林水産省